

「エコマーク」は、環境保全に役立つと認められる商品につけられる
マークで、公益財団法人日本環境協会の登録商標です。

エコマークのてびき

～「小売店舗/ホテル・旅館」編～

【2018年4月】

公益財団法人日本環境協会

I. エコマーク制度の概要	2
1. エコマーク事業の紹介	2
2. エコマークの制度	3
3. 申込手続きに関する資料と最新情報の入手方法	3
II. エコマーク認定申込要領（申込手続きと認定審査）	5
1. エコマークを表示するには	5
2. エコマークの申込手続き	6
3. 認定審査と結果通知	9
III. 認定審査結果通知から使用契約締結	10
1. 「エコマーク使用契約」締結の手続き	10
2. エコマーク認定の有効期間	13
3. 使用契約締結後のご注意	15
IV. エコマーク認定後の変更等の手続きと認定期間における適合状況の確認	16
1. エコマーク認定後の変更等手続き	16
2. エコマーク認定期間における認定基準への適合状況の確認について	18
付 録（規定、様式）	
●事業実施要領、主な規定等	
・エコマーク事業実施要領	
・エコマーク使用規定	
・エコマーク使用の手引	
・エコマーク使用契約書【小売店舗／ホテル・旅館】	
●様式	
・エコマーク認定・使用申込書（商品類型 No. 501「小売店舗」用／No. 503「ホテル・旅館」用）	
・エコマーク商品変更申込書（様式 B）	
・エコマーク担当者変更届（様式 C）	
・エコマーク使用契約者変更申込書（様式 D-(1)/(2)）	
・エコマーク使用契約者名等変更届（様式 E）	
・エコマーク使用契約の解約願い（様式 F）	
・エコマーク商品認定証発行申込書（様式 H-2）	

本てびきは、エコマーク商品類型 No. 501「小売店舗 Version1」、No. 503「ホテル・旅館 Version1」に関するエコマーク使用申込など認定審査から、認定後のエコマーク使用契約などの手続き方法について説明したものです。

I. エコマーク制度の概要

1. エコマーク事業の紹介

1. エコマーク事業の背景

いまや地球規模にまで拡大している環境問題。従来は産業公害が主な原因でしたが、近年は生活者の暮らしそのものが原因となっています。大量生産・大量消費・大量廃棄にささえられている私たちの経済活動や日常生活が、環境の破壊や汚染という結果を招いているのです。

こうした環境問題を解決し、美しい自然環境を次の世代に伝えていくためには、みんなで力を合わせて社会システムや生活スタイルを見直し、環境にやさしくしながら発展していける社会のしくみを作っていく必要があります。

エコマーク事業は、環境にやさしい社会の実現をめざして、「商品の選択」という点から環境にやさしい生活様式（エコロジカル・ライフスタイル）を提案しようとするものです。



エコマークのデザイン

エコマークは、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という願いを込めて、「環境 (Environment)」および「地球」(Earth) の頭文字「e」を表した人間の手が、地球をやさしくつつみ込んでいるすがたをデザインしたものです。

「エコマーク」の呼称およびロゴは、（公財）日本環境協会が商標権を保有しています。

2. エコマーク事業の目的

エコマーク事業は（公財）日本環境協会が実施している事業で、1989年にスタートしました。環境保全に役立つと認められる商品（製品又はサービス）に「エコマーク」を付けることで、環境から見た商品の情報を提供し、環境にやさしく暮らしたいと願う消費者が商品を選択しやすいようにすることを目的としています。

エコマークの対象商品は、次のいずれかの項目にあてはまるものです。

- ① その商品の「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと
- ② その商品を利用することで、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいこと

エコマーク事業は、「環境保全の面でより良い商品」を選びやすいようにするものであって、エコマークが付いている商品であっても無駄使いするのでは「環境にやさしい」ことにはなりません。また、エコマーク事業は、商品の品質や安全性など、消費者の直接的な利益を保証する目的で行われているものではありません。

エコマーク事業の目的など詳しくは、「エコマーク事業実施要領」をご覧ください。

3. エコマーク事業開始の経緯

- ① 1980年代に入り、都市生活型公害が深刻化するとともに、地球環境問題が顕在化しました。環境庁（現在の環境省）は1986年12月に、「環境保全長期構想-21世紀を目指して環境保全はいかにあるべきか-」を策定し、新しい環境政策のひとつとして、「環境保全に望ましい製造方法や環境負荷が小さい商品、リサイクルしやすい商品の推奨方策を検討し、これらの方法・製品の普及を図る」ことが掲げられました。
- ② 1987～89年、環境庁（現在の環境省）の委託により、（財）日本環境協会（現在の（公財）日本環境協会）が「環境保全型商品推進事業に関する調査」を行いました。この中で、西ドイツの環境保護ラベル（ブルーエンジェル）などを参考にした「エコマーク」の基本的な考え方が示されました。
- ③ これらを受けて、1989年2月より、（財）日本環境協会がエコマーク事業を開始することになりました。

4. エコマークを使用・表示するには？

エコマークを使用・表示するには、商品類型（商品カテゴリー）ごとに定められた認定基準を満たすことが要件となります。具体的には、商品が対象となっている認定基準に照らし合わせて認定審査を申込み、エコマーク審査委員会での認定を受け、商品ごとに（公財）日本環境協会との間でエコマーク使用契約を締結することが必要です。

（注）「エコマーク」の呼称およびロゴは、（公財）日本環境協会が商標権を保有しています。

エコマークの無断使用は、不正使用に該当し刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合があります。使用契約者以外の方はエコマークを使用・表示することはできません。

2. エコマークの制度

1. エコマークの制度

（公財）日本環境協会が実施するエコマーク事業は、国際標準化機構の規格 ISO14020（環境ラベル及び宣言・一般原則）および ISO14024（環境ラベル及び宣言・タイプ I 環境ラベル表示・原則及び手続き）に則って運営されています。この制度は「自主的で多様な基準に基づいた、第三者の機関によってラベルの使用が認められる制度」とされています。

2. 商品類型（商品カテゴリー）の選定と認定基準書の制定

エコマークでは、「環境保全のために適切である」と認められる商品のカテゴリーに対して、学識者、関係行政機関、消費者問題専門家などからなる「企画戦略委員会」において、エコマークの対象となる商品類型を選定します。

商品類型ごとの認定基準書は、事業者、消費者および中立機関の専門家や有識者などからなる「基準策定委員会」において、環境の観点から商品の全ライフステージ（資源採取、製造、流通、使用消費、リサイクル、廃棄）における環境負荷を考慮のうえ策定し、「基準審議委員会」における専門的見地からの精査・検証を経て事務局が制定します。最新の商品類型（商品カテゴリー）は、エコマークホームページ <https://www.ecomark.jp/nintei/>「商品類型の紹介」でご覧いただけます。

該当する商品類型がない場合は、商品認定審査を行うことができません。

その場合は、別に定める「エコマーク商品類型提案要領」に従って、年1回新たな商品類型を提案することができます。詳細は、当協会ホームページ <https://www.ecomark.jp> をご覧ください。ご不明な点がございましたら、エコマーク事務局 基準・認証課までお問い合わせ下さい。

3. 商品認定審査とエコマーク使用契約

エコマークの商品認定審査は、該当する商品類型の認定基準書に基づいて、「審査委員会」が審査を行い、「認定」となった場合は、（公財）日本環境協会との間でエコマーク使用契約を締結していただきます（商品類型 No. 501「小売店舗」、No. 503「ホテル・旅館」については認定を受けた施設ごとに、その他の商品類型の場合は最初の1認定商品目に使用契約を締結します）。使用契約締結日以降から当該認定基準書に定められた有効期限日まで、その認定商品に対してエコマークを使用・表示することが可能となります。

3. 申込手続きに関する資料と最新情報の入手方法

申込手続きに関する資料は、当協会ホームページでもご覧になれます。また、エコマークの最新情報は、ホームページおよびエコマークニュースとメールマガジン（月1回配信）で随時お知らせしています。

エコマーク事務局ホームページ



エコマークに関する最新情報をはじめ、認定基準や申込様式などをインターネットのホームページに掲載しています。

<https://www.ecomark.jp/>

- 「エコマークニュース」など最新情報の掲載
- 申込様式、各付属証明書のダウンロード
- 事業実施要領、各規定、商品類型（認定基準書）などの掲載
- 新規商品類型提案の選定結果、認定基準の制・改定及び認定基準（案）の公開とパブリックコメントの募集
- 認定商品の商品情報を認定番号や商品ブランド名等から検索など

手続きに関する書類、および認定基準書などは全てエコマークホームページで公開しています。ホームページをご覧いただけない方は、事務局までお問い合わせ下さい。

「エコマークニュース」（年2回程度発行）と「メールマガジン」（月1回発信）



新規選定の商品類型、認定基準案などの情報や、エコマークに関する重要なお知らせや活動状況などを掲載しています。

電子メール版「メールマガジン」と印刷版「エコマークニュース」があります（エコマーク商品担当者と支払担当者様にお送りしています）。

電子メール版はホームページから無料購読の登録ができます。

https://www.ecomark.jp/eco_mail/

広報・プロモーション関連は、以下の担当課までお問い合わせ下さい

エコマーク事務局 事業推進課

TEL : 03-5643-6255

FAX : 03-5643-6257

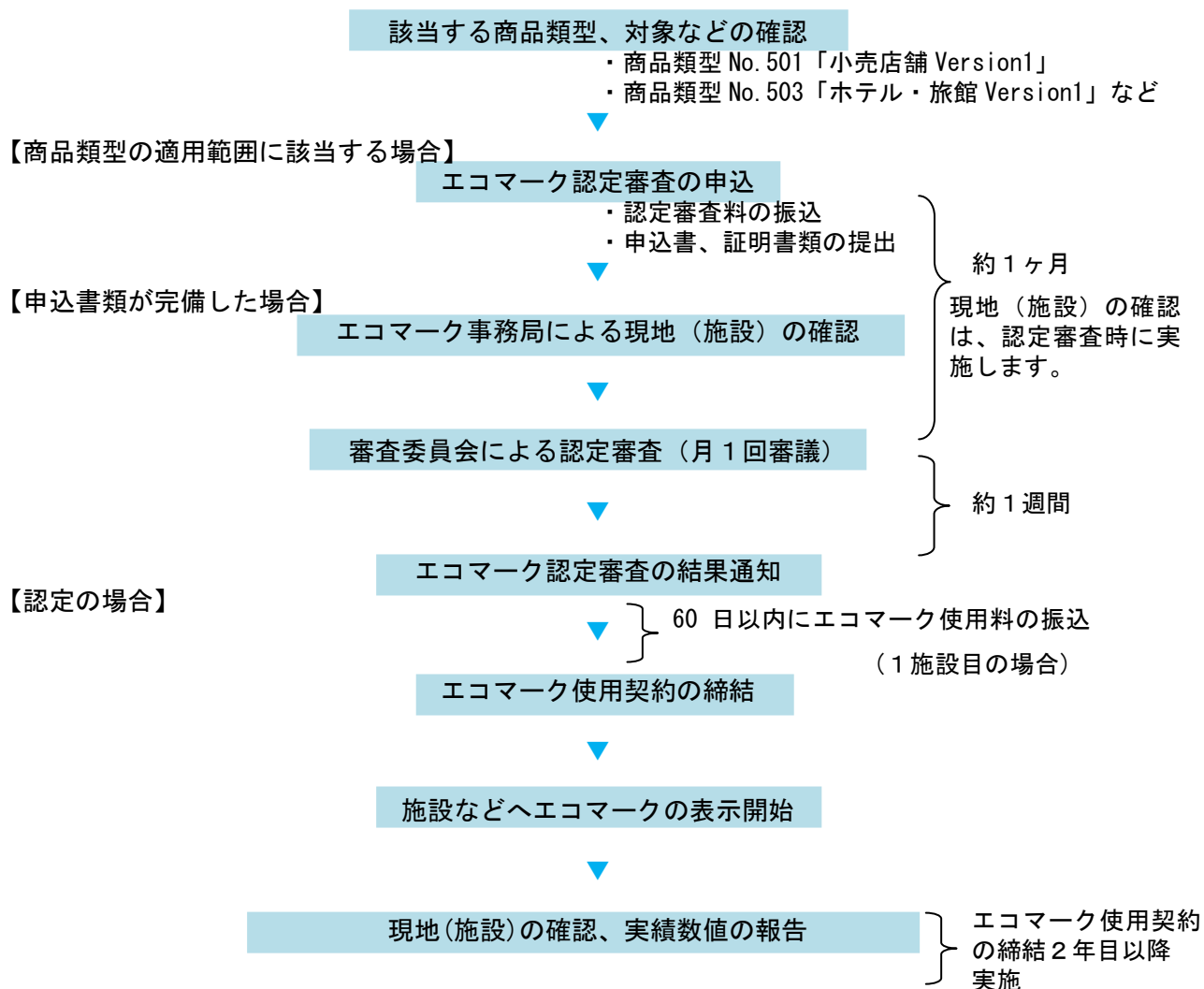
（注）エコマークニュースとメールマガジンには、認定基準の制・改定など重要な情報が記載されています。エコマークに係る担当者（商品担当者及び支払担当者）の方は、必ずお読みいただき保管するようにして下さい。

Ⅱ. エコマーク認定申込要領（申込手続きと認定審査）

1. エコマークを表示するには

エコマークを使用・表示するにあたっては、「審査委員会」で認定を受けた施設ごとに、（公財）日本環境協会と「エコマーク使用契約」を締結します。ここでは、エコマークの認定審査の申込から使用契約の締結までの基本的な流れをご説明します。

<手続きの流れ>



（注）使用契約締結前にエコマークを使用・表示されますと、エコマークの無断使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合があります。

申込を希望する施設が、現行の商品類型の対象となっていないときは、商品認定審査を行うことはできません。その場合は、別に定める「エコマーク商品類型提案要領」に従って年1回新たな商品類型を提案することができます（審議の結果、選定されない場合があります）。

詳細は、当協会ホームページをご覧ください。

2. エコマークの申込手続き

2-1. 認定審査の申込について

商品類型ごとに認定基準を設定しています。申込を希望する施設が商品類型に該当し、認定基準を満たすものである場合、認定審査を申込むことができます。

～申込施設が、商品類型および認定基準に該当するかどうかを確認するには？～

最新の商品類型と認定基準は、ホームページ「商品の認定基準」(<https://www.ecomark.jp/nintei/>)でご覧いただけます。

2-2. 対象店舗と申込者

(1) 申込の対象サービス

- ・商品類型 No. 501「小売店舗 Version1」、No. 503「ホテル・旅館 Version1」などの認定基準書の2. 適用範囲に該当する施設であること。
- ・日本国内で運営されている施設であること。

(2) 申込者の要件

- ・原則として、対象施設にエコマークの表示を希望される運営事業者の方とします。

2-3. 認定審査料

「エコマーク認定・使用申込書（様式2。以下同じ）」1通（1施設）につき、次表の「認定審査料」がかかります。申込書を提出される際に以下の振込先指定口座までお振込下さい。振込依頼書控の写しを、「エコマーク認定・使用申込書」に貼付又は添付してご提出下さい（電子決済などの場合は、経理担当者等の支払い証明でも構いません）。

表 商品類型 No. 501「小売店舗 Version1」、No. 503「ホテル・旅館 Version1」に係る認定審査料
（1 申込あたり）

審査料（別途消費税）
40,000 円

●振込先

口座名義	公益財団法人日本環境協会
フリガナ	ザイ）ニホンカンキョウキョウカイ
銀行名	三井住友銀行日比谷支店
普通預金口座	No. 8094013
振込人名義	申込者（事業者）名
振込金額	「エコマーク認定・使用申込書」1通あたり、 21,600 円（消費税 1,600 円を含む）

* 振込手数料は申込者のご負担となります。

* 申込受理後は理由を問わず、お振込いただいた認定審査料の払い戻しはできません。

● 認定審査料お支払いの際の注意事項

- ※ 認定審査料の支払方法は振込のみとさせていただきます。現金書留や小切手、または直接持参して頂いても受付できません。
- ※ 認定審査料については、事前の請求書等や領収書の発行はいたしませんのでご了承下さい。

2-4. 申込に必要な書類

- (1) 「エコマーク認定・使用申込書」→ 申込1施設につき1通

※ 振込依頼書の写しなどを、申込書の所定欄に貼付又は添付して下さい。

- (注) 支払担当者には、今後の使用料の支払等の事務処理を担当する窓口となっていただきます。支払担当者が商品担当者を兼務しても構いません（必ずしも経理担当の方である必要はありません）。

「エコマーク認定・使用申込書」はホームページからダウンロードもしくは付録をコピーしてご使用ください。 (<https://www.ecomark.jp/nintei.html>)

- (2) エコマーク認定・使用申込書の添付書類など

認定・使用申込書の記載内容について説明するために必要な資料など（付属証明書、記入表に基づく証明書など）

各商品類型の認定基準書や付属証明書のフォーマットなどは、ホームページからダウンロードしてご使用ください。 (<https://www.ecomark.jp/nintei.html>)

- (3) エコマーク表示見本の提出

エコマークの誤った表示などを防ぐために、申込時にエコマークの表示箇所や表示内容（マークと認定基準書に定める認定情報、認定番号※、使用契約者名（施設名））が、認定基準書やエコマーク使用の手引等に則っているかを確認しています。表示設計図（原稿可）をご提出下さい。

※ 認定番号は、認定審査結果通知時にお知らせしますので、表示見本の提出時には、仮の8桁の番号（〇などでも可）を入れて設計して下さい。

2-5. 申込の締切日

「エコマーク認定・使用申込書」の提出の締切日（事務局への書類到着日）は、原則として毎月の最終日（土日祝祭日の場合は、その前日）となります。なお、連休等により締切日を変更する場合がありますので、事前に事務局まで照会いただくか、エコマークホームページにてご確認ください。

2-6. 申込書の提出先

以下の事務局まで郵送（または持参）により提出して下さい（FAX・Eメールは不可）。

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9F

TEL: 03-5643-6253

月～金 9:30～17:30（除く、祝祭日）

2-7. 情報などに関する守秘義務

エコマーク事務局および審査委員会は、提出された書類および審査の過程で知り得た情報については、認定審査またはエコマーク事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとします。

ただし、エコマーク認定施設に関する施設名、所在地、エコマーク認定番号、使用契約者（事業者）名、認定要件に関する事項など（機密情報を含まない）、および認定基準書において公表することを認定の要件としている事項については、エコマーク使用契約締結後に当協会ホームページなどで公開します。

3. 認定審査と結果通知

3-1. 認定審査

申込書類などを事務局で確認し、不備等がありましたら事務局からFAXなどで追加書類のご依頼をいたします（書類などに不備がある場合は当該不備書類等が完備するまで認定審査は行いません）。

不備の書類等が締切日（原則、翌月第1週目）までに充足しましたら、当月（直後）の審査委員会（月1回開催）で審査いたします。

また、認定審査時に、申込施設において認定基準への適合に関する現地確認を行います（現地確認に要する費用は、認定審査料に含まれています）。現地確認の実施日時などについては、申込書類の確認状況に応じて、エコマーク事務局より商品担当者宛にご連絡します。

なお、認定審査時には必要に応じて、エコマーク事務局から追加資料の提出、その他認定基準に関わる調査などを行う場合があります。

（注1）「エコマーク事業実施要領 第3章 7. エコマーク商品の認定要件」により、「審査委員会で環境保全上問題があると判断した場合」は、認定されないことがあります。

（注2）書類不備のまま6ヶ月以上が経過したときは当該申込を却下いたします（再び申込みを行う場合は、新たに認定審査料が必要となります）。

3-2. 審査結果の通知

審査結果の可否は、審査委員会での認定審査が終了した後、約1週間後に書面にてお知らせします。ただし、審査結果が継続審査（保留）となった場合は審査が終了するまでお待ちいただくことがあります。

（注）電話などによる事前の結果照会にはお応えできませんので、ご了承下さい。

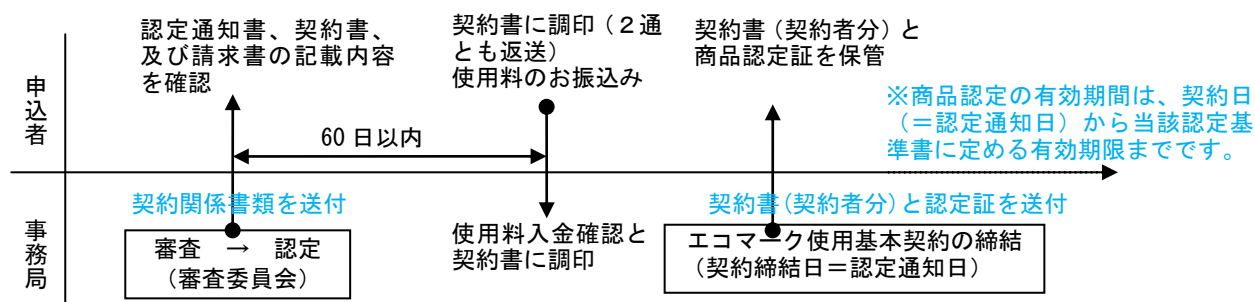
Ⅲ. 認定審査結果通知から使用契約締結

1. 「エコマーク使用契約」締結の手続き

認定審査の結果、初めて「認定」を受けたときに、（公財）日本環境協会との間でエコマーク使用契約を締結します。ここでは、使用契約などに関する諸手続きについてご説明します。なお、**同一の使用契約者の2店舗目以降の認定についても、エコマーク使用契約を締結します。**

<最初の認定商品の結果通知時>

1-1. 「エコマーク使用契約」締結の流れ



(注1) 「エコマーク使用契約書」の締結日は認定通知日と同一です。使用契約は認定通知日まで遡って発効しますので、使用料をお支払いただく前提で、認定通知日以降はその認定商品についてのエコマーク使用・表示が可能となります。

1-2. 認定通知書とともに送付される書類と手続方法

(1) 送付される書類

審査結果が「認定」の場合は、商品担当者宛に以下の書類を同封して郵送します。

<最初の認定店舗の結果通知時>

- ① 「認定通知書」エコマーク商品認定審査申込に対する結果通知書
- ② 「エコマーク使用契約書」(2通) * (乙) 契約者分と (甲) 当協会分
- ③ 「請求書」エコマーク使用料に関するご請求
- ④ 「エコマークの表示方法について」エコマーク画像データのダウンロード先およびマーク清刷などを同封

<2商品目以降の結果通知時>

- ⑤ 「認定通知書」上記①に同じ
- ⑥ 「エコマーク使用契約書」(2通) * (乙) 契約者分と (甲) 当協会分 上記②に同じ
- ⑦ 「エコマークの表示方法について」上記④に同じ
- ⑧ 「エコマーク商品認定証」
- ⑨ 「エコマーク認定商品(認定施設)一覧」

(2) 各送付書類とその手続方法

「認定通知書」 (前項①、⑤)

商品認定審査の結果が「認定」であることを通知するものです。「認定の条件」に記載されている事項をご確認のうえ、これらを守って正しくエコマークを使用・表示して下さい。

「エコマーク使用契約書」（前項②、⑥）

エコマークの認定を受けた際に締結する契約書です。

「請求書」（前項③）

エコマーク使用料（年間）は、次表に基づいてご請求致します。エコマーク使用料は、ご請求額および前項②「エコマーク使用契約書」の記載内容を十分にご確認のうえ、本請求書に従って、指定する期日（請求書発行日より 60 日以内）までに以下の当協会口座宛に一括してお振込下さい。

表 商品類型 No. 501「小売店舗 Version1」、No. 503「ホテル・旅館 Version1」に係るエコマーク使用料
（年間、1 事業者当たり）

区分		使用料（別途消費税）
商品類型 No.501 「小売店舗」 商品類型 No.503 「ホテル・旅館」	1 施設	30,000 円
	2 施設	50,000 円
	3 施設	70,000 円
	4 施設	90,000 円
	5 施設	110,000 円
	6 施設	130,000 円
	7 施設	150,000 円
	8 施設	170,000 円
	9 施設	190,000 円
	10～29 施設	200,000 円
	30～100 施設	500,000 円
	101 施設以上	1,000,000 円

※ 領収書につきましては、振込依頼書控等をもって代えさせていただきます。

※ 認定期間中に実施する現地確認に要する費用は、エコマーク使用料に含まれていません。

●エコマーク使用料の振込先

口座名義	公益財団法人日本環境協会
フリガナ	ザイ) ニホンカンキョウキョウカイ
銀行名	三井住友銀行日比谷支店 普通預金口座 No. 7 1 1 2 2 6 6
振込金額	ご請求金額（前表エコマーク使用料＋消費税）
振込人名義	使用契約者（事業者）名

（注）振込手数料は使用契約者（事業者）様のご負担となります。

「エコマークの表示方法について」（前項④、⑦）

エコマークを使用・表示する際のエコマーク画像データは、イラストレータ形式でエコマーク事務局のホームページからダウンロードいただくか、「エコマークの表示方法について」の中に差し込まれている清刷りを使用して下さい。

表示にあたっては、該当する認定基準書「5. 商品区分、表示など」の項目で規定する表示方法に従うとともに、「エコマーク使用の手引」などの各規定を遵守して下さい。

「エコマーク商品認定証」（前項⑧）

エコマーク認定の証です。最初の認定商品については使用契約書の締結時、2商品目以降は認定通知時に認定商品ごとに1通発行します。認定を受けた商品に関する「認定の条件」および「エコマーク認定の有効期間」などをご確認下さい。

※ 認定証の追加・再発行（複数可）をお受けします。希望される場合は「商品認定証発行申込書（様式H）」にて事務局までお申し出下さい。発行1通につき5,000円（消費税別途）の「認定証発行料」がかかります。

「エコマーク認定商品（認定施設）一覧」（前項⑨）

エコマーク認定商品（認定施設）の一覧と最新の認定期間を表示しています。この認定商品（認定施設）一覧は、最初の使用契約締結時と、その後毎年到来する基準日（契約締結日の翌月1日）ごとに発行します。また、2商品目以降の認定通知時にも新たな認定商品を反映した一覧を発行します。

1-3. エコマーク使用契約の締結

「認定通知書」の発信日（認定通知日）から60日以内に、当協会との間でエコマーク使用契約を締結して下さい。

契約締結にあたり、「エコマーク使用契約書」の記載内容を十分にご確認下さい。契約者（乙）分と当協会（甲）分の2通とも表面の乙欄に、住所および代表者名を記入・押印（社印、代表者印）のうえ、2通ともエコマーク事務局宛ご返送下さい。

契約書のご返送とエコマーク使用料（初年度分）のご入金が確認できましたら、当協会より商品担当者宛に契約者（乙）保管分の「契約書」、「エコマーク商品認定証」、および「エコマーク認定商品（認定施設）一覧」を併せて送付いたします。

なお、[同一の使用契約者の2施設目以降の使用契約につきましては、予め当協会印を押印した使用契約書をお送りしますので](#)、住所および代表者名を記入・押印（社印、代表者印）のうえ、1通をエコマーク事務局宛ご返送下さい。

これでエコマーク使用契約の手続きは完了です。[を（注）商品認定通知日から60日以内にエコマーク使用契約が締結されない場合、お申込に対する認定は取り消されます。](#)

2. エコマーク認定の有効期間

2-1. エコマーク認定の有効期間

エコマーク認定の有効期間は、エコマーク商品認定通知日から当該商品類型認定基準書に記載の有効期限（当該商品類型の認定基準の有効期限が延長された場合には、その延長された日）までとなります。

認定の有効期間中に当該認定基準の改定が行われた場合、既に認定されている施設については認定審査時（改定前）の認定基準をなお適用しますので認定はそのまま有効となります。

なお、契約後に解約もしくは解除等により使用契約が消滅した場合には、当該施設の認定も終了します。

エコマーク認定期間は、基準日毎にエコマーク使用料1年分を請求書に記載の期日までに支払うことで実質1年間ごとに継続されます。

基準日とは認定通知日（契約締結日）の翌月の1日をいいます。この日から1年間分の使用料をお支払いいただくことで、1年間の認定が有効となります。このように1年ごとに使用料を支払うことにより、認定基準で規定された有効期限日までエコマークの使用・表示が可能となります。

※ 1年ごとの使用料の支払がない場合は、認定を取り消し、使用契約は解除されますのでご注意ください。

※ 認定の有効期間は、使用契約締結後に発行する「エコマーク認定証」にも記載されています。

2-2. 2年目以降のエコマーク使用料の支払い

2年目以降の毎年のエコマーク使用料のお支払いについては、基準日時点の認定施設数に応じた使用料の区分により、毎年来る基準日以降に、事務局より支払担当者宛に「請求書（エコマーク使用料に関するご請求）」をお送りします。本請求書に従って、指定する期日（請求書発行日より60日以内）までに指定する当協会口座（Ⅲ.1-2.(2)項のエコマーク使用料振込先に同じ）宛に一括してお振込下さい。

（注）使用料のお支払は年1回です。よって、認定期間中に同一の使用契約者が新たな認定店舗を取得した場合についても、次の基準日までは当年度の使用料の変更はありません。この場合、次年度の請求時に、基準日時点の認定施設数に応じた使用料の区分にて使用料をご請求させていただきます。

2-3. エコマーク認定の有効期限

認定の有効期限が到来した場合は、その日をもって当該認定施設のエコマークの使用・表示を終了していただくことになりますが、新たに制定された商品類型（新Version認定基準）で改めて認定を取り直していただくことにより、引き続き当該認定施設にエコマークを使用・表示することが可能となります。

新Versionの認定基準書は、現行Versionの有効期限の1年程前に制定される予定としています。また、認定基準の有効期限は延長されることもあります。いずれの場合も個別案内やエコマークニュース、メールマガジンなどで事前にお知らせいたします。

認定の有効期限を超えて使用契約を延長することはできません。したがって認定の有効期限をもって、エコマークの使用・表示は終了となりますので予めご了承下さい。

2-4. エコマーク使用契約の解約または解除

使用契約者は、毎年到来する基準日の30日前までに解約の申し入れをすることで、当該認定期間(到来する基準日の前日まで)をもって使用契約を終了することができます。

解約の申し入れをしない限り認定の有効期限まで1年間を単位として認定期間は継続されます。使用料の支払いがない場合には、認定を取り消し、使用契約は解除され、直前の基準日に遡って使用契約は無効となります。

(注) 使用契約の「解約」を希望される場合は、付録に掲載の「エコマーク使用契約の解約願い(様式F)」により事務局までお申し出下さい。

エコマークの使用契約違反などがあった場合には、直ちにエコマーク認定を取り消し、使用契約を解除することがありますのでご注意下さい。

3. 使用契約締結後のご注意

(1) エコマーク認定に関する変更

契約締結後に、エコマーク認定内容について施設名称や認定範囲などに変更が生じる場合には、速やかに変更等の手続きを行い、事前にエコマーク事務局の承認を得る必要があります。詳しくは、「Ⅳ. 1. エコマーク認定後の変更等手続き」をご参照下さい。

(2) エコマークの表示方法

エコマークの表示方法は、該当する認定基準書「商品区分、表示など」の項目で規定する表示方法に従うとともに、「エコマーク使用の手引」などの各規定を遵守して下さい。

(3) 認定の取り消し

エコマーク認定・使用申込書（証明書などの必要書類をすべて含む）などに虚偽の記載をした場合、申込内容について関係法令への違反があった場合、商品認定通知日から 60 日以内に「エコマーク使用契約」を締結しなかった場合、契約違反による解除がなされた場合、その他エコマーク事務局がエコマーク事業の適正な実施のため必要があると判断した場合には、エコマークの認定を取り消すことがあります。

（注）認定の取り消し後にエコマークを使用されますと、エコマーク無断使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合がありますのでご注意ください。

Ⅳ. エコマーク認定後の変更等の手続きと認定期間における適合状況の確認

1. エコマーク認定後の変更等手続き

エコマーク認定に関する様々な変更等については、「エコマーク使用契約書」第3条及び第11条に基づき、以下の各様式B～Eを用いて速やかにエコマーク事務局まで申込を行い、事前に承認を受けて下さい。この手続きを経していない場合、エコマークの継続使用は認められません。ただし、お申し出の内容によっては承認できない場合もあります。

(注) 無断で変更等を行いますとエコマークの不適正使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合がありますのでご注意ください。

変更等の手続き	手続き費用
1-1. エコマーク認定内容に関する変更 「エコマーク商品変更申込書」 (様式B)	無料
1-2. エコマーク担当者変更届 (様式C)	
1-3. エコマーク使用契約者変更申込書 (様式D)	
1-4. エコマーク使用契約者名等変更届 (様式E)	

1-1. エコマーク認定内容に関する変更手続き

エコマーク認定内容に関する変更などの手続きの流れは以下のとおりです。

<手続きの流れ>

「エコマーク商品変更申込書 (様式B)」を事務局に提出 (郵送または持参)



『事務局での提出書類充足の確認』

※ 不備などがある場合はFAXにて照会。



書類充足後

『認定審査』



『審査結果の通知』

※審査結果はエコマーク事務局より「商品担当者」に対して書面にて通知します。

書類充足時から審査結果通知まで、通常2週間ほど要します。

(1) 『変更』手続きを必要とする内容

既エコマーク認定施設について、認定要件に関する内容を変更する場合。(以下のような事例などが該当します。)

- ・ 施設の管轄範囲が変更される場合 (管轄外となるテナント等の名称・面積なども含む)
- ・ 施設名などを変更する場合
- ・ エコマーク基準の要件を満たす実施内容を変更する場合など

※ 上記以外の事例で、判断が難しい場合はエコマーク事務局までご相談下さい。

(2)『変更』手続き方法

エコマークホームページ (<http://www.ecomark.jp>) において、事前に認定基準書をご確認のうえ以下の必要書類を提出して下さい。

(必要書類)

- ①「エコマーク商品変更申込書」(様式B)
- ② 審査を要する基準項目にかかわる証明書類 (必要な場合のみ)

1-2. エコマーク商品担当者及び使用料支払担当者の変更手続き

エコマーク認定・使用申込の際に、登録されていた商品担当者または支払担当者などの連絡先を変更される場合には、すみやかに「エコマーク担当者変更届(様式C)」をエコマーク事務局宛てに提出して下さい(FAX可)。

【届出が必要な変更事項】

担当者名、担当部署名、役職名、住所、電話、FAX番号、およびメールアドレスの変更など

(注) 上記の事項に変更があった場合は、エコマーク事務局からの重要なお知らせ(エコマークニュースや「個別案内」など)をお届けすることができなくなりますので、必ず本手続きをお済ませ下さい。なお、発送準備の都合上、変更直後はエコマークニュースなどが旧担当者宛てに送付される場合もありますのでご了承下さい。万が一、お手元に届かない場合は事務局までご一報下さい。

1-3. エコマーク使用契約者の変更手続き

会社の統合や分割および営業譲渡などにより、エコマークの使用権を第三者に変更を希望される場合は、付録に掲載の「エコマーク使用契約者変更申込書(様式D)」にて事前にエコマーク事務局まで申込をして下さい。

※ 有印文書(社印、代表者印)での手続きが必要です。

※ 変更内容により使用する様式が異なりますので、エコマーク事務局まで事前にご相談ください。

事務局受理後、申込内容を審査のうえ通常約1～2週間程で現使用契約者宛てに承認の可否通知書を発送します。なお、「エコマーク使用契約書」第2条第2項に基づき、申込内容によっては変更を承諾できない場合もありますのでご留意下さい。

(注) 契約者変更後は、前契約者名義でのエコマークの使用・表示は認められませんので、ご注意下さい。

1-4. エコマーク使用契約者の名称、代表者等の変更手続き

会社名称や代表者などを変更する場合は、「エコマーク使用契約者名等変更届(様式E)」を事務局まで提出して下さい。

※ 有印文書(社印、代表者印)での手続きが必要です。

【届出が必要な変更事項】

使用契約者(会社)の名称、代表者、住所、電話およびFAX番号の変更など

2. エコマーク認定期間における認定基準への適合状況の確認

認定審査時と使用契約後の認定期間中に、それぞれ認定基準への適合に関する現地（施設）の確認をさせていただきます。また、認定基準に定める所定の項目（認定要件）については、エコマーク認定期間中において毎年定期的にご報告いただきます。

2-1. 現地（施設）の確認について

(1) 認定審査時の適合の確認

認定審査時に、申込施設において認定基準への適合に関する現地確認を行います。現地確認の実施日や実施方法については、申込書類の確認状況に応じて、エコマーク事務局より商品担当者にご連絡します。

※ 現地確認に要する費用は、認定審査料に含まれています。

(2) 認定後2年目以降の確認

認定後2年目以降のエコマーク認定期間中においては、必要に応じて認定施設の現地確認を実施し、認定基準への適合状況を確認します。モニタリングの実施日や実施方法については、事前にエコマーク事務局より商品担当者にご連絡します。

※ モニタリングに要する費用は、エコマーク使用料に含まれています。

2-2. 基準項目（認定要件）の報告について

認定基準書に定める基準項目において、認定期間中の報告を規定している数値等については、直近の実績の数値等を報告頂きます。毎年のエコマーク使用料のご請求と併せて、支払担当者宛にご案内いたしますので、商品担当者をご確認のうえ、指定のアドレス宛にメールにてご返信ください。

付 録

(規定、様式)

●事業実施要領、主な規定等

・エコマーク事業実施要領	付 2
・エコマーク使用規定	付 7
・エコマーク使用の手引	付 9
・エコマーク使用契約書【小売店舗】	付 13
・エコマーク使用契約書【ホテル・旅館】	付 18

●様式

・エコマーク認定・使用申込書（様式 2 商品類型 No. 501「小売店舗」用）	付 23
・エコマーク認定・使用申込書（様式 2 商品類型 No. 503「ホテル・旅館」用）	付 27
・エコマーク商品変更申込書（様式 B）	付 31
・エコマーク担当者変更届（様式 C）	付 32
・エコマーク使用契約者変更申込書（様式 D-(1)/(2)）	付 33
・エコマーク使用契約者名等変更届（様式 E）	付 36
・エコマーク使用契約の解約願い（様式 F）	付 38
・エコマーク商品認定証発行申込書（様式 H-2）	付 39

エコマーク事業実施要領

2018年4月
公益財団法人日本環境協会

第1章 総則

1. エコマーク事業の目的

エコマーク事業は、日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の低減など、環境保全に役立つと認められる商品(製品およびサービス。以下同じ)に「エコマーク」を付けることにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、持続可能な社会の形成に向けて消費者ならびに事業者の行動を誘導していくことを目的とします。

2. エコマークの対象となる商品の基本的な要件

2-1. エコマークの対象となる商品は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、これを消費者に奨励することが環境保全のために適切であると認められる商品の類型に属するものとします。

- ①その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと
- ②その商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大いこと

2-2. エコマークを付けることができる商品(以下「エコマーク商品」という。)は、国内製品、外国製品を問わず日本国内で販売される商品で、エコマークが対象とする商品の類型(以下「商品類型」という。)に該当し、かつ、第3章の手続きにより認定を受けたものに限られます。

3. エコマーク事業の運営体制

3-1. エコマーク事業は公益財団法人日本環境協会が実施し、その事務は同協会のエコマーク事務局(以下「事務局」という。)が担当します。

3-2. エコマーク事業の適正な運営を図るため、公益財団法人日本環境協会に諮問機関として、「運営委員会」、「企画戦略委員会」、「基準審議委員会」および「審査委員会」を置きます。また、基準案策定のための「商品分野別基準策定委員会(以下「基準策定委員会」という。)」をその都度設けます。

その他、エコマークに関する各界の意見を広く聴取する場として、各界の有識者によって構成されるエコマーク懇談会などを開催します。



図. エコマーク事業の運営体制

- ①運営委員会は事業者関係団体、消費者関係団体、環境保全に関する学識者および関係行政機関などの各界の有識者によって構成され、エコマーク事業の予算、事業計画、事業実施要領の制定・見直し、各委員会のガイドラインおよび規程などの制定・見直し、その他エコマーク事業の運営に関する事項を審議します。
- ②企画戦略委員会は環境保全、環境教育、環境経済、グリーン購入などに関する学識者、関係行政機関、消費者問題専門家などの有識者、事務局によって構成され、第2章で定める商品類型の選定および見直しに関する事項を審議します。また、エコマークの普及・促進戦略の立案などを行います。
- ③基準審議委員会は環境保全、LCA、資源循環、化学物質、生物多様性などに関する学識者、関係行政機関、消費者問題専門家などの有識者によって構成され、第2章で定める認定基準の策定にあたり、専門的見地から認定基準案を精査・検証します。
- ④基準策定委員会は、選定された商品類型に関する事業者、消費者および中立機関の専門家や有識者によって構成され、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる考慮をした上で、認定基準案を策定します。
- ⑤審査委員会は、環境負荷の評価・低減対策などに関する中立機関の専門家や有識者によって構成され、エコマーク商品の認定に関する審議を行います。

第2章 エコマーク商品類型の選定と認定基準の策定

4. エコマーク商品類型の選定

4-1. エコマークの対象とする商品類型は、次の手続きにより選定されます。

- ①商品類型の提案については、事務局の提案によるほか、受付期間を定めてホームページなどで供給者、消費者または第三者から広く提案を募集します。
- ②上記の提案について、企画戦略委員会は情報収集や必要に応じて調査や関係者へのヒアリングなどを行います。
- ③企画戦略委員会は上記①の提案を考慮し、新たな商品類型を選定します。
- ④新たに選定された商品類型はエコマークニュースおよびホームページなどで一般に公表されます。

4-2. 4-1. のほか、企画戦略委員会または事務局の発議にもとづき、商品類型の選定に係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

5. 認定基準の策定

5-1. 新たに選定された商品類型の認定基準は、次の手続きにより策定します。

- ①選定された商品類型に関する専門家や有識者からなる基準策定委員会を設置します。
- ②基準策定委員会は、認定基準案を策定します。策定にあたっては、表1「商品ライフステージ環境評価項目選定表」を活用し、商品のライフサイクル全体にわたる環境への負荷を考慮した上で、その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないレベル、またはその商品を利用することにより、他の原因から生じる環境への負荷を低減できるレベルの基準となるよう、商品類型の目的を達成するために優先度の高い項目を絞り込んで、定量的な認定基準案を策定します。また、より多くの消費者、事業者の行動を持続可能な社会の形成に向けて誘導できる認定基準案を策定します。ISO14024「タイプI環境ラベル」の原則に従い、環境的側面に重点をおいて基準項目を設定しますが、その商品類型に関連が深く、取り組むことが望ましい社会的側面についても基準項目に含めるものとします。なお、これらの基準項目の設定にあたっては経済的側面、例えば循環経済への貢献を念頭に置くものとします。
- ③基準審議委員会は、策定された認定基準案を専門的見地から精査・検証します。
- ④基準審議委員会の審議を経て、認定基準案は、エコマークニュースおよびホームページなどで公表され、30日間、一般からの意見や提案が受け付けられます。
- ⑤基準策定委員会は一般からの意見や提案を考慮し、認定基準案を再度審議します。
- ⑥基準策定委員会の審議結果にもとづき、公益財団法人日本環境協会は認定基準を制定します。
- ⑦新たに制定された認定基準は、その背景となる情報などを添えてエコマークニュースおよびホームページなどで一般に公表されます。

表1 「商品ライフステージ環境評価項目選定表」

環境評価項目	商品のライフステージ					
	A. 資源 採取	B. 製造	C. 流通	D. 使用 消費	E. リサ イクル	F. 廃棄
1 省資源と資源循環						
2 地球温暖化の防止						
3 有害物質の制限とコントロール						
4 生物多様性の保全						

5-2. 5-1.のほか、企画戦略委員会、基準審議委員会、基準策定委員会または事務局の発議にもとづき、認定基準の策定に係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

6. 商品類型および認定基準の見直し

- 6-1. 企画戦略委員会は、市場動向や技術発展などを考慮し、有効期限のおよそ2年前に認定基準を見直し、認定基準の全面的な改定、商品類型の終了、もしくは有効期限の延長について審議・承認します。
- 6-2. 認定基準の全面的な改定手続きは、5.に準じて行い、基準策定委員会および基準審議委員会の審議結果にもとづき、公益財団法人日本環境協会が認定基準の改定を行います。

6-3. 6-1.、6-2.のほか、企画戦略委員会または事務局の発議にもとづき、商品類型および認定基準の見直しに係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

第3章 エコマーク商品の認定

7. エコマーク商品の認定要件

次の要件を満たし、8.に定める必要な手続きを経た商品をエコマーク商品として認定します。

- ①その商品が、該当する商品類型に定められた認定基準を満たしていること
- ②申込者およびその商品の製造事業者(申込者がその商品の製造事業者でない場合)は、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等を遵守していること
- ③品質および安全性は、関連する法規、基準、規格などに合致していること

ただし、上記要件を満たした商品であっても、審査委員会が環境保全上問題があると判断した場合は、認定しないことがあります。

8. エコマーク商品の認定手続き

8-1. 個別商品のエコマーク認定手続きは、以下の手続きを経て行うこととします。

- ①日本国内で販売される商品の製造または販売を行う事業者は、その商品のエコマーク認定の申込みを行うことができます。また、日本国内で販売・使用される商品の発注者は、特別仕様品であって発注者自ら使用または無償で配布する場合に限り、その商品のエコマーク認定の申込みを行うことができます。申込みにあたっては、別に定める「エコマーク商品認定申込要領」に従うこととします。
- ②事務局は、エコマーク商品の認定申込受付に際し、必要に応じて認定申込者に第三者機関による検査の実施およびその証明書の提出等を求めることができます。
- ③審査委員会は、申込みがあった商品について、7.の認定要件に関する審査を行い、その審査・承認にもとづいて、公益財団法人日本環境協会がエコマーク商品として認定します。

8-2. 8-1.のほか、審査委員会または事務局の発議にもとづき、認定に関わる審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

9. エコマーク商品認定の有効期間

商品認定審査により、認定を受けた商品の認定の有効期間は、当該商品の認定基準書に記載されている「有効期限」の日までとします。したがって、その後有効期限までの間に、いくつかの小改定が行われた場合にも、当該商品が審査時の認定要件を満たしている限りその認定は有効となります。また、認定基準書の有効期限が、手順に則って延長された場合には、その延長された「有効期限」の日まで認定は有効となります。

第4章 エコマークの使用

10. エコマークの使用契約

エコマーク商品の認定を受け、エコマークを使用するにあたっては、認定を受けた個々の商品ごとに、

公益財団法人日本環境協会と「エコマーク使用契約」を締結します。この契約の期間は、エコマーク使用契約締結日から1年間とし、翌年以降は、使用料の入金により自動継続するものとします。ただし最終年は、商品類型ごとに定められた有効期限の日までとなります。

1 1. エコマーク使用規定

エコマークの使用にあたっては、別に定める「エコマーク使用規定」を遵守するものとします。

1 2. エコマークの商標権、他

「エコマーク」の商標権は公益財団法人日本環境協会が保有しています。同協会は、エコマークが不正に使用された場合には、エコマーク使用契約の解除その他必要な法的措置をとることができます。また、エコマーク商品の認定後、認定要件に対し適合が維持されていない場合には、同協会は適切な是正措置を求めるとともに、場合によっては認定の一時停止または取消を行うことがあります。

附則

本事業実施要領の改定は、運営委員会の決議を経るものとします。

1989年	2月	1日	制定施行
1994年	4月	1日	改定施行
1996年	3月	1日	改定施行
1997年	1月	22日	改定施行
1998年	9月	8日	改定施行
1999年	5月	1日	改定施行
2000年	7月	1日	改定施行
2005年	4月	1日	改定施行
2007年	9月	25日	改定施行
2010年	4月	1日	改定施行
2011年	4月	1日	改定施行
2012年	4月	1日	改定施行（料金制度等の一部見直しにともなう改定）
2013年	4月	1日	改定施行（公益財団法人設立）
2018年	4月	1日	改定施行（5-1. ②項の改定）

エコマーク使用規定

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

第1条（目的）

この規定は、エコマーク事業実施要領第4章「11. エコマーク使用規定」に基づき、エコマーク商品の認定を受けた方がエコマークを使用するに当たって必要な事項を定めるものです。

第2条（エコマークの使用）

認定を受けたエコマーク商品には、エコマークを使用して下さい。

なお、その商品の広告・宣伝に際しても、可能な範囲でエコマークの趣旨などを紹介することによって、環境保全に関する消費者の理解を深めるようにして下さい。

第3条（エコマークの使用方法）

エコマークの使用に当たっては、別添の「エコマーク使用の手引」を遵守して下さい。

第4条（エコマーク商品認定の有効期間およびエコマーク使用契約）

エコマーク商品認定の有効期間は、途中でのエコマーク商品認定の取り消しや使用契約の解除がない限り、エコマーク商品認定通知を受け取った日から商品類型ごとに定められた商品認定基準の有効期限までとなります。

公益財団法人日本環境協会は、エコマーク使用者との間でエコマーク使用契約を締結します。エコマーク使用者は、エコマーク商品認定通知を発送後 60 日以内に、この契約を締結してください。初めてエコマークを取得された方の場合、使用契約締結日は、エコマーク使用料の入金日となり、契約期間は1年間とします。この契約は、商品認定の有効期間内であれば、翌年以降も1年間を単位として自動継続されます。ただし、最終年は上記商品認定基準の有効期限までの契約となります。

既にエコマーク認定商品をお持ちの方が、2 番目以降の商品認定を受けた場合には、個々の商品に関するエコマーク使用契約の締結日は、公益財団法人日本環境協会の代表者がその契約書に署名した日となりますが、契約期間の扱いは上記と同様となります。

なお、エコマーク使用契約が締結されるまでは、エコマークを使用した商品を市場に出荷しないで下さい。

第5条（エコマークの使用期間）

エコマークを使用することができる期間は、エコマーク使用契約を締結している期間となります。すなわち、途中での認定取消しや使用契約の解除がない場合には、第4条に定める有効期限まで継続してエコマークを使用することができます。

なお、エコマーク使用者が商品認定の有効期間内に、エコマークの使用を取りやめる場合には、「エコマーク使用契約の解約願い」を提出して下さい。

第6条（エコマーク使用料および使用料の支払対象期間）

エコマーク使用料は、エコマーク使用者ごとに、別表に定めるところにより保有する全エコマーク商品に対する1年間の使用料金を一括してお支払い下さい。この使用料の支払対象期間は、各エコマーク使用者ごとに、「最初に認定を受けたエコマーク商品にかかわる使用契約期間の1年間」となります。

以後2年目以降も、使用料の支払対象期間は、エコマーク使用者ごとに同じ期日の1年間が対象となります。したがって、エコマーク使用料の支払対象となる期間は、エコマーク使用者ごとに異なり、エコマーク使用契約を継続されている限り毎年同じ期間になります。

なお、料金算定および支払方法の詳細については、別紙資料 1[エコマーク使用料金の算定とお支払いについて]をご覧ください。

エコマーク使用料のお支払いがない場合には、エコマーク使用者の保有する全エコマーク商品について、エコマーク使用契約は解除されたものとみなします。

また、エコマーク使用者側の事由によりエコマークの使用を中止した場合には、既納の使用料は返還できません。

第7条（不当な表示などの回避）

エコマーク商品の広告などに当たっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、消費者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表示または表現は避けて下さい。

第8条（エコマーク使用状況などの調査）

エコマーク事務局は、エコマーク事業の適正な実施を図るため、エコマーク使用者に対しエコマークの使用状況、エコマーク商品の製造販売状況、エコマーク商品の販売実績などについて報告・証明を求め、または必要な調査を行なうことがあります。

第9条（エコマーク認定の取消しなど）

エコマーク商品認定・使用申込書等の記載内容に虚偽があった場合、エコマークが不正に使用された場合などは、エコマーク商品の認定の取消しその他必要な是正措置をとります。エコマーク商品の認定が取り消されたときは、エコマークの使用期間中であっても、認定取消し日をもってエコマーク使用契約は解除され、解除日以降にエコマークを使用することはできません。

別表（エコマーク使用料）

商品類型 No.501「小売店舗」、及び商品類型 No.503「ホテル・旅館」に係る使用料
（年間、1事業者あたり）

区分			使用料(別途消費税)
商品類型 No.501 「小売店舗」 商品類型 No.503 「ホテル・旅館」	認定施設数	1～9 施設	1 施設目 30,000 円 ＋ 2 施設目以降：1 施設毎に 20,000 円加算
		10～29 施設	200,000 円
		30～100 施設	500,000 円
		100 施設超	1,000,000 円

附 記

1989年2月1日 制定施行
1994年4月1日 改定施行
2003年6月1日 改定施行（第7条）
2003年12月26日 改定施行（第7条）
2005年4月1日 改定施行（第4条、第5条、第6条、別表）
2011年11月15日 改定施行（第7条の削除、商品類型「小売店舗」に係る使用料を別表に追加）
2013年4月1日 改定施行（公益財団法人設立）

エコマーク使用の手引

2017年4月1日
公益財団法人日本環境協会

エコマークは、地球と、環境（Environment）および地球（Earth）の頭文字「e」を表す人間の手の形を組み合わせでデザインしたもので、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表しています。

エコマーク認定商品およびその広告・宣伝物などには、本手引に従い、原則としてエコマークの表示を行って下さい。その商品の広告・宣伝に際しては、エコマークの趣旨などを紹介することによって、環境保全に関する消費者の理解を深めるように努めて下さい。

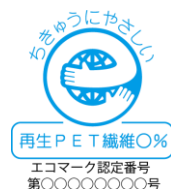
なお、表示に際しては、エコマーク事務局が別途提供する電子データまたは清刷りをご利用下さい。

1. 基本ロゴ

エコマーク使用契約者（以下、「使用契約者」）は、認定を受けた製品本体または消費者購入時の製品包装、広告・宣伝物などに基本ロゴを表示できます。基本ロゴの表示方法には、Aタイプ（マークとマーク上段の「ちきゅうにやさしい」、下段の環境情報表示をセットで記載する方法）、Bタイプ（マークと認定情報を記載する方法）、およびCタイプ（基本ロゴのみを表示し、マークと認定情報の参照先を記載する方法）があります。基本ロゴの表示方法は、商品認定申込時にマーク表示見本を提出し、エコマーク事務局の確認を受けて下さい。なお、商品認定後は、A、B、C いずれかのタイプを自由に選択して使用できます。ただし、認定基準書にAタイプが規定されていない商品類型については、Aタイプの表示は使用できませんのでご注意下さい（前記に関わらず、現在、Aタイプを使用している既認定商品については、これまでどおりAタイプも使用できます）。

エコマーク使用規定に従って、正しい表示をお願いします。

Aタイプの表示例



〇〇株式会社

Bタイプの表示例



エコマーク商品
再生 PET 繊維○%
12345678
〇〇株式会社

Cタイプの表示例



エコマーク 12345678

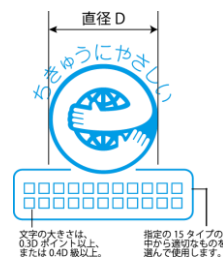
1-1. Aタイプの表示

(1) 上下段の文字表示の方法

- ・ マーク上段の「ちきゅうにやさしい」は、マークの正円の外線に沿って表示し、「に」の文字が地球の中心線の真上にくるようレイアウトします。（表示例参照）
- ・ マーク下段の環境情報表示（環境保全上の効果に関する表示）は、各商品類型の認定基準書「商品区分、表示など」の項目で規定される環境情報表示の文言を用いて下さい。（注；従来のマーク下円に沿って環境情報を表示することが許可された商品にあっては、そのままの表示を認めます。）
- ・ マークを表示する場合、原則としてマークを表示する製品本体または消費者購入時の製品包装上に、必ずエコマーク認定番号または使用契約者名のいずれか（または両方）を表示して下さい。また、表示位置は、消費者が認識し易い位置であれば、必ずしもマークの近傍でなくても構いません。マークを製品本体に表示し、エコマーク認定番号または使用契約者名を消費者購入時の製品包装に表示するという方法も差し支えありません。ただし、個別認定基準書に表示に関する記載があるものについては、その記載に従うものとします。

(2) マークと文字表示

- ・ マークを縮小または拡大して表示する場合、上段「ちきゅうにやさしい」の表示は、マークと同倍率になるようにして下さい。
- ・ 下段の四角枠内の文字の大きさは、原則として、マーク円部分の直径D(mm)に対して、ポイント数では：0.3D ポイント以上、級数では：0.4D 級以上での表示とします。行間は各ポイント数、級数の1.2倍を基準とします。
- ・ マーク上段の「ちきゅうにやさしい」および下段の環境情報表示の標準フォントは、写研「ナールD」、モリサワ「じゅん34」、フォントワークス「スーラ PLUS」もしくは、ダイナフォント「DFP 中丸ゴシック」とします。



(3) マーク下段の文字数と四角枠

- ・ マークと組み合わせる四角枠の大きさは、エコマーク事務局が別途用意する電子データまたは清刷りの 15 タイプの中から文字数に応じて適切に選択使用して下さい。必要に応じて、角 R を固定しながら、四角枠の幅と天地を延ばして使用して下さい。
- ・ 四角枠内の文字は、文字の最大長に合わせ、左右、天地の空きが均等になるように配置して下さい。

● A タイプの表示例

認定番号と使用契約者名を表示	認定番号を表示	使用契約者名を表示

1-2. B タイプの表示

マークと認定情報による表示は、以下に従って下さい。その際、消費者に認定情報を的確に伝えられるように十分な配慮をして下さい。

(1) 認定情報の文字表示の方法

- ・ 認定情報は、次の①～③を含むものとします。
 - ①「エコマーク」の文言、または本手引 1-6. 項に定めるエコマーク商品であることの呼称
 - ②各商品類型の認定基準書「商品区分、表示など」の項目で規定される環境情報表示の文言
 - ③エコマーク認定番号または使用契約者名の表示（両方を表示することも可）
- ・ 認定情報はマークの近傍（上下左右のわかりやすい位置）に配置し、マークと認定情報の間は線で

区切って表示することを推奨します（表示例参照）。なお、認定情報は、消費者から認識しやすい箇所であれば、マークの近傍以外の箇所に表示することもできます。また、マークを製品本体に表示し、認定情報を消費者購入時の製品包装に表示するという方法も差し支えありません。

●Bタイプの表示例

認定番号と使用契約者名を表示	認定番号を表示	使用契約者名を表示
 エコマーク商品 再生 PET 繊維〇% 12345678 〇〇株式会社	 エコマーク商品 再生 PET 繊維〇% 12345678	 エコマーク商品 再生 PET 繊維〇% 〇〇株式会社
 〇〇株式会社 エコマーク 再生 PET 繊維〇% 12345678	 エコマーク認定商品 再生 PET 繊維〇% 12345678	 〇〇株式会社 (織ネームに別掲) エコマーク認定 再生 PET 繊維〇%
 〇〇株式会社 エコマーク認定 12345678 (織ネームに別掲) 再生 PET 繊維〇%	 エコマーク認定番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 (包装に別掲) 再生 PET 繊維〇%	 〇〇株式会社 (包装に別掲) エコマーク商品 再生 PET 繊維〇%

1-3. Cタイプの表示

認定情報を表示できない場合のCタイプの表示は、以下に従って下さい。

(1) 参照先情報の表示の方法

- 原則として、マークの近傍にエコマーク認定番号または使用契約者名のいずれか（または両方）を表示して下さい。ただし、使用契約者名については、マークを表示する製品本体または消費者購入時の製品包装上であればマークの近傍でなくても構いません。
 また、できる限り「エコマーク」の文言、または本手引 1-6. 項に定めるエコマーク商品であることの呼称を表示して下さい（「エコマーク認定番号〇〇〇〇〇〇〇〇」と表示する場合には、あらためて記載する必要はありません）。
- 消費者が認定情報を参照できるよう使用契約者のウェブサイトにて認定情報を含むエコマーク商品に関する情報ページを設けて下さい（この場合、出来る限りマークを表示する媒体に該当サイトの URL とエコマーク認定番号を表示して下さい）。
 ウェブサイトの開設ができないなど上記の対応が困難な場合には、前項に関わらず、消費者がエコマークウェブサイトを開覧して認定情報を参照できるよう、必ずエコマーク認定番号を表示して下さい。
 また使用契約者は、消費者対応窓口を設けるなどにより、認定情報を含むエコマーク商品に関する情報を提供するように努めて下さい。
- 容器（例えば、詰め替え用の容器やリターナブル容器）などでエコマーク認定を受けている製品において、消費者に誤認を与える可能性がある場合には、マークと共に容器等がエコマーク認定であることを明記して下さい。

●Cタイプの表示例

認定番号と使用契約者名を表示	認定番号を表示	使用契約者名を表示
 エコマーク認定番号 12345678 ○○株式会社	 エコマーク 12345678	 エコマーク商品 ○○株式会社
 ○○株式会社 12345678	 エコマーク商品 12345678	 エコマーク認定 ○○株式会社 (包装に別掲)
 ○○株式会社 (織ネームに別掲) 12345678	 12345678	 ○○株式会社 (包装に別掲)

1-4. マークと文字表示の色、大きさ

- ・ マークの「e」および地球の部分はヌキに、他の部分は黒ベタにして下さい。黒ベタの部分の標準色は DIC 180 (C(シアン)100%、M(マゼンダ)4%、Y(イエロー)0%、B(ブラック)0%)です。ただし、表示する箇所の地色などに応じて、他の色を使用することも差し支えありません。
- ・ マーク上段の「ちきゅうにやさしい」および下段の環境情報表示の色は、マークと同じ色を使用して下さい (A タイプ)。認定情報 (B タイプ) および参照先情報 (C タイプ) の色は特に指定はありません。
- ・ マークの「e」および地球の部分 (ヌキの部分) に地色が出ることも差し支えありません。表示スペースの関係によりマークや文字表示を縮小する場合は、マークを変形したり、地球のヌキの部分がつぶれてしまうような過度の縮小は行わないで下さい。マークの視認性および文字の可読性を損なわない程度に縮小することは可能です。

1-5. マークの表示に付随して表記する事項と留意点

(1) 広告・宣伝物にマークを表示する場合

- ・ 商品カタログ、チラシ広告などの印刷物 (エコマーク商品類型 No. 120「紙製の印刷物」の認定商品に関する表示を除く)、通信販売カタログ、およびウェブサイトなどの広告・宣伝物にマークを表示する場合は、商品ブランド名と共に、必ずエコマーク認定番号または使用契約者名のいずれか (または両方) を表示して下さい。表示位置は、消費者が認識し易い位置であれば、必ずしもマークの近傍でなくても構いません。
- ・ 広告宣伝物にマークとともに商品ブランド名を表記する場合には、エコマーク使用契約書に記載されている商品ブランド名を表記して下さい (エコマーク使用契約は商品ブランド名ごとに締結していますので、異なる商品ブランド名の表記は無断使用に該当します)。
- ・ カatalogなどの発行者が使用契約者である場合は、使用契約者名を表示しなくても構いません。

(2) エコマーク認定番号、使用契約者名等を表記する際の留意点

- ・ エコマーク認定番号および使用契約者名の表記に際しては、文字が容易に識別できる大きさと表記されていれば、文字の色、フォントの指定はありません。

- ・ 使用契約者名は、通称や商標(ロゴマークなど)であっても、一見して使用契約者を特定できるものであれば、エコマーク使用契約書に記載された正式名称でなくても構いません。
- ・ 使用契約者名以外の事業者名のみを表示する場合(例えば、製造元が使用契約者であって、販売会社名のみを表示する場合など)、消費者がエコマーク認定商品の情報を参照することができなくなる可能性がありますので、エコマーク認定番号または使用契約者名のいずれか(または両方)を必ず併記して下さい。なお、他社において既に認定を受けている商品を別会社のブランドとして販売する場合(OEM、PB)は、使用契約者以外による無断使用に該当しますので、エコマークを使用することはできません。新たにエコマーク商品認定申込の手続きを行い、審査・認定を受けて下さい。

1-6. エコマーク商品であることの呼称の使い方

エコマーク認定商品について広告などを行う場合の呼称は、次のいずれかの表現を使用して下さい。なお、呼称と共に、「公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局認定」もしくは「エコマーク事務局認定」等を補足記載しても構いません。

「エコマーク認定商品」

「エコマーク商品」

「エコマーク認定」

「エコマーク」

1-7. 特殊な商品についてのエコマーク使用

- ・ 部材、部品などがエコマーク認定商品であっても、それらを用いて組み立てられた完成品についてエコマークを使用することはできません。また、出荷後の二次加工・組み立てを前提とした中間製品としてエコマーク認定を受けた製品においても、二次加工・組み立て後の完成品がエコマーク認定商品と誤認される可能性のある表示方法は認められません(中間製品本体へのマーク表示はできません。ただし、中間製品の包装やカタログなどへのマーク表示は差し支えありません)。
- ・ 上記に関わらず、商品類型No.114「紙製の包装用材 Version2」、No.118「プラスチック製品 Version2」、No.124「ガラス製品 Version2」およびNo.140「詰め替え容器・省資源型の容器 Version1」において、内容物を特定せずに認定を受けた容器包装(いわゆる汎用品)については、内容物充填後の製品にエコマークを表示することを可とします(ただし、充填する内容物の商品類型が設定されていない場合に限ります)。本項の規定に従い、エコマークを容器包装に表示する場合には、「容器包装として認定を受けています」(相当する文言でも可)などをエコマーク近傍に併記し、容器包装がエコマーク認定商品であることがわかるようにして下さい(ただし、環境情報表示または認定情報に「容器」などの文言が含まれる場合は、あらためて文言を併記する必要はありません)。
- ・ エコマーク認定商品を含む複数の商品を、一つのパッケージとしてセット販売する場合も、エコマークを包装上に表示することができます。ただし、セット販売する商品のうち、エコマーク認定商品が明確にわかるように表示して下さい(例えば鉛筆(エコマーク認定商品)と消しゴム(非エコマーク認定商品)のセット販売で、包装上に表示するエコマーク近傍に「鉛筆」と記載するなど)。
- ・ エコマーク認定商品を納入先の注文による特別仕様によって外観や仕様などを変える場合、その商品については、エコマークの使用はできません。別途、エコマーク商品追加申込の手続きを行い、審査・承認を受けて下さい。
- ・ エコマーク使用契約者以外の事業者が認定商品の商品ブランド名・型式名を変更して販売する場合も、エコマークの使用はできません。当該事業者より別途、エコマーク商品認定申込を行い審査・認定を受け、エコマーク使用契約を締結して下さい。

2. エコマーク商品ユーザーロゴ

エコマーク認定商品を自ら使用していることをPRしたい場合、事前にエコマーク事務局に届け出を行うことにより、以下の「エコマーク商品ユーザーロゴ(以下、ユーザーロゴ)」を使用できます。ただし、販売目的での使用は除きます。



ECOMARK
USER

2-1. 使用対象者と表示対象物

ユーザーロゴ使用は、以下に掲げる(1)の使用対象者と(2)の表示対象物に限り行うことができます。
(1)使用対象者は 個人、法人、公共団体（法人、団体などの形態やエコマーク認定取得の有無は問いません）などとしします。

(2)表示対象物は使用対象者が自ら使用する印刷物（CSR報告書や教科書など）やウェブサイト等の本文、ポスターや看板等の掲示物、またはエコマーク認定対象外の物品などとしします。

2-2. 使用条件

- ・ 「ユーザーロゴ」は、以下の文言をマーク近傍に付すことを条件としします。認定商品を使用している行為・対象物が明確になるように表示して下さい。
「〇〇（認定商品を使用する主体、設備など）はエコマーク認定の△△を使用しています」（相当する文言でも可）
- ・ 認定商品の使用範囲が行為・対象物の一部に限定される場合には、エコマーク認定商品の使用範囲が明確にわかるようにしてください。
- ・ 「ユーザーロゴ」使用者は、ロゴ使用の対象となるエコマーク認定商品が真正であることの確認を確実に行って下さい。エコマーク認定商品の商品ブランド名・認定番号・使用契約者名はエコマークウェブサイト（ <https://www.ecomark.jp/search/search.php> ）で最新の情報が確認できます。

例 1) 制服・作業服（エコマーク認定商品）を自社で使用していることを PR する場合



(株)エコプラスは、環境に配慮して
エコマーク認定の制服「エコマー
ル」(JEA 商事)を使用しています

例 2) 生分解性潤滑油（エコマーク認定商品）を工作機械に使用する場合



この工作機械は、環境に配慮して
エコマーク認定の生分解性潤滑
油を使用しています

例 3) 損害保険（エコマーク認定サービス）に自社の社用車が加入している場合



当社はエコ安全ドライブ・事故を減らす取組・
約款ペーパーレスなどに賛同し、全ての社用車
がエコマーク認定の損害保険に加入しています

例 4) まほうびん（エコマーク認定商品）を団体で使用していることを PR する場合



ECOMARK
USER

私たち〇△サークルでは、部員みんながエコ
マーク認定のマイボトルを使って、容器ごみ
の削減と省エネルギーに取り組んでいます！

例 5) 駅ホームで点字ブロック（エコマーク認定商品）を使用していることを PR する場合



ECOMARK
USER

当駅ホームの視覚障害者誘導ブロックはエ
コマーク認定商品です。原料に再生材料を
50%以上使用しています。

例 6) 廃食用油再生せっけん（エコマーク認定商品）をエコマークホテルのバックヤードで使用していることを PR する場合



ECOMARK
USER

当ホテルでは、調理から出た廃食用油をせっけんに再生
して従業員が使用しています。
せっけんは原料油脂に廃食用油を 50%以上使用したエ
コマーク認定商品「エコマル」(JEA 油脂製)です。

2-3. 使用手続き

- ・ 「ユーザーロゴ」の使用を希望される場合には、所定の申込書にマーク使用方法（イメージ図）などの資料を添えて、エコマーク事務局宛てにお申し込み下さい（郵送、FAX またはメール）。申込

受理から結果通知までは約 1 週間程度です。結果は申込書に記載のアドレス宛にメールにて個別に通知します。使用期間に定めはありません。また、本規定によるユーザーロゴ使用料は無料です。

- ・ 誤表示や不適正使用の事実が判明した場合には、ユーザーロゴ使用を停止します。

2-4. ユーザーロゴ使用に関わる権利

- ・ エコマークのユーザーロゴ使用に関する一切の権利は、公益財団法人日本環境協会に帰属します。

3. 問い合わせ先

エコマークの使用または表示についてのご質問は、以下までお問い合わせ下さい。

＜基本ロゴに関する問い合わせ先＞

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9F

TEL. 03-5643-6253、FAX. 03-5643-6257

エコマーク事務局メールアドレス：info@ecomark.jp

ウェブサイト：<https://www.ecomark.jp/>

＜ユーザーロゴに関する問い合わせ先＞

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 普及・国際協力課

TEL. 03-5643-6255 （電話番号以外は上記に同じ）

（附則）

2011 年 3 月 1 日 制定施行（「エコマーク使用の手引」と「エコマークの下段の表示（環境情報表示）」について）を統合）

2013 年 4 月 1 日 改定施行（公益財団法人設立）

2017 年 4 月 1 日 改定施行（C タイプロゴ、ユーザーロゴの新設など）

エコマーク使用契約書【小売店舗】

2000 年 00 月 00 日

甲 東京都中央区日本橋馬喰町 1 - 4 - 1 6

乙住所

馬喰町第一ビル 9 F

公益財団法人 日本環境協会

〇〇〇〇〇〇〇〇

理事長 森 嶋 昭 夫

代表者

印

甲及び乙は、エコマーク事業実施要領等の定めるところにより乙の申込みを受けて甲が認定した商品・サービス等（以下「エコマーク商品」という）に係るエコマークの使用に関して、以下のとおりエコマーク使用契約（以下「本契約」という）を締結した。

（表）

一 エコマーク認定番号	第 00 501 000 号
二 エコマーク商品類型	No. 501 「小売店舗 Version1.0」
三 エコマーク商品ブランド名 （認定店舗名）	〇〇〇〇〇〇 以下、余白
四 本契約の有効期間	2018 年 11 月 30 日まで

（趣旨）

第 1 条 本契約は、乙がエコマーク商品に、甲の登録商標であるエコマークを使用することにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、環境にやさしくありたいと願う消費者による商品の選択に資することを目的とする。

（エコマーク使用の許諾と担保提供等の禁止）

第 2 条 甲は、乙に対し、本契約の定めるところにより、エコマーク商品についてエコマークの印刷・貼付・掲示等による使用を許諾する。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本契約に定めるエコマーク使用权を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。

（本契約に係るエコマーク商品）

第 3 条 本契約の対象となるエコマーク商品は、上表に掲げるものとする。甲乙間で別途エコマーク使用基本契約が締結されている場合でも、上表のエコマーク商品については、同契約を適用せず、本契約を適用する。

2 乙は、エコマーク商品のブランド名（認定店舗名）、営業形態等、認定基準に影響する事項を変更、追加又は廃止する場合、所定の書式により、甲の書面による事前の承諾を受けなければならない。

（エコマークの使用規定等の遵守義務）

第 4 条 乙は、本契約の各条項のほか、甲において別に定める「エコマーク使用規定」及び「エコマーク商品認定基準書」等（以下「エコマーク使用規定等」という）を遵守しなければならない。

2 乙は、エコマーク使用規定等が、甲において定める手続に従って改廃された場合には、その改廃後のエコマーク使用規定等を遵守しなければならない。

（エコマーク認定の有効期間）

第 5 条 エコマーク商品に関する認定の有効期間（以下「商品認定有効期間」という）は、エコマーク商品認定通知日から当該エコマーク商品類型に係る認定基準の有効期限までとする。ただし、甲が、別に定める手続により当該認定基準の有効期限を延長した場合、商品認定有効期間もそれに従う。

(エコマークの使用制限)

第6条 乙は、使用許諾を得たエコマーク商品以外にエコマークを使用してはならない。ただし、甲が予め認める場合、又は、当該エコマーク商品の広告宣伝のために使用する場合はこの限りでない。

2 本契約終了後、乙は、エコマークの使用を中止しなければならない。

(エコマークの不適正使用の禁止)

第7条 エコマーク商品について当該商品類型に係る認定基準を満足しないと甲が認める場合、乙は、当該エコマーク商品につき、エコマークを使用してはならない。

(エコマーク表示等の遵守事項)

第8条 乙は、エコマークの使用にあたり、不当景品類及び不当表示防止法その他環境、消費者関連法令を誠実に遵守しなければならない。

2 乙は、エコマーク商品の関連会社等が不当又は不適正なエコマークの表示等をするものがないようにしなければならない。

(使用料の支払)

第9条 乙は、甲に対し、本契約締結に際し、別に定める「エコマーク料金規定」(別表「使用料算定表」)に従い、エコマーク使用料1年分を、甲が所定の書式により指定する期日までに予め一括して支払うものとする。

2 乙は、甲に対し、本契約が有効に継続する限り、毎年到来する本契約締結日の翌月1日(基準日)毎に、別に定める「エコマーク料金規定」(別表「使用料算定表」)に従い、全エコマーク認定店舗に係る使用料1年分を甲が所定の書式により指定する期日までに一括して支払うものとする。ただし、本契約有効期間が1年に満たない場合には、当該有効期間の月数により使用料を按分するものとする。

3 乙の責めに帰すべき事由により認定店舗の全部又は一部について認定の取消又は契約の解除がされた場合、乙は、甲に対し、第1項又は第2項の規定により支払済みの当該認定店舗に係る使用料の返還を求めることはできない。

(使用料算定方法の変更)

第10条 エコマーク事業の公益性に鑑み、甲は、本契約の有効期間中いつにても、エコマーク使用契約者数、エコマーク商品の売上高推移、認定商品数、認定基準の見直しその他諸般の事情を考慮し、使用料の算定方法(別表「使用料算定表」)を変更することができる。

2 前項に基づく変更は、変更前に一定の期間を設けて行うものとする。

3 乙が第1項の変更を承諾しない場合、本契約の有効期間に関わらず、当該変更の日から1年間で本契約を終了するものとする。ただし、甲乙は協議の上、期間を延長又は短縮することができる。

(届出義務)

第11条 乙は、認定商品に関する担当者(商品担当者)、及び、本使用契約の管理とエコマーク使用料の支払等に関する担当者(使用料支払担当者)を定め、甲に対し、書面により、届け出なければならない。

2 乙の名称、代表者、住所、電話番号、商品担当者、使用料支払担当者に変更された場合、又は乙がエコマーク商品の営業を中止した場合、乙は、甲に対し、当該事実の発生した日から2週間以内に書面により届出しなければならない。

(事故時の対応)

第12条 エコマーク商品について事故が発生した場合、乙は、甲に対し、その事故の内容、対策を、当該事故の発生した日から1週間以内に書面により報告し、また、対応が終了するまで、適時に報告しなければならない。

2 乙は、乙の責任と負担においてエコマーク商品により発生した事故等による被害者への損害の賠償等をするものとする。

(報告徴収・調査・現地監査)

第13条 甲は、エコマーク事業の適正な実施を図るため、乙に対し、エコマークの使用状況等について報告及び説明を求め、又は、乙の本店、営業所、取引業者、関連会社等への立入りを含む調査をすることができる。

- 2 甲は、乙に無断使用、不適正使用、又はエコマーク使用規定等の不遵守の疑いがあると認めるときは、乙に対し、必要な報告を求め、又は、自ら現地監査を行うことができ、乙はこれに協力しなければならない。
- 3 前2項の場合において、甲は、乙の取引業者その他関係者に対して、必要な問い合わせ等を行うことができ、乙はこれに必要な協力をしなければならない。
- 4 第2項の場合において、乙による本契約、エコマーク使用規定等、法令の違反が明らかとなった場合、甲は、乙に対し、当該現地監査等、甲に生じた交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

(専門指導員)

第14条 乙は、甲の職員又は甲が指定する第三者(専門指導員)が行う、エコマークの使用状況、認定基準の遵守状況等について乙の本店、営業所、取引業者、関連会社等への立入りを含む調査に協力し、その改善指導に従わなければならない。

- 2 甲は、前項の調査を実施する場合、当該調査の予定につき、乙に予め通知するものとする。

(本契約の有効期間)

第15条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から商品認定有効期間の満了日までとする。ただし、甲が、別に定める手続により当該認定基準の有効期限を延長した場合、本契約の有効期間もそれに従う。

(解約)

第16条 乙は、甲に対し、本契約締結後、毎年来る基準日の30日前までに、所定の書面により、本契約の全部又は一部の解約の申入れをすることができる。

- 2 甲は、乙に対し、本契約締結後、毎年来る基準日の3カ月前までに、書面により、本契約の全部又は一部の解約の申入れをすることができる。
- 3 前2項の場合、本契約の全部又は一部は、解約申入れ後に到来する基準日の前日に終了するものとする。

(認定の取消等)

第17条 甲は、エコマーク商品が認定基準を満たさないと認める場合、当該エコマーク商品の認定を取り消すことができる。

- 2 前項の場合、乙は、直ちにエコマークの使用を取り止め、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対する何らの通知・催告を要することなく、直ちに全部又は一部のエコマーク商品の認定を取り消し、本契約を解除することができる。なお、甲に損害が発生したときは、甲は、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- 一 エコマーク使用規定等の不遵守、エコマークの無断使用、エコマークの不適正使用があったとき
- 二 本契約に定める届出・報告義務を怠り、又は、甲の調査若しくは現地監査を妨げたとき
- 三 使用料の支払の全部又は一部を怠ったとき
- 四 認定に係るエコマーク商品が認定基準を満足しないと甲が認めるとき
- 五 甲の許諾なくエコマークと類似のマークを使用したとき
- 六 甲に提出したエコマーク商品の認定申込書類その他の書類の記載に虚偽があることが判明したとき
- 七 不適切な販売方法等により消費者の信頼を失うなどエコマークの信用を傷つけたとき
- 八 会社更生、破産、民事再生等の申立を受け、又は、自らその申立をなしたとき

九 手形の不渡処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき

一〇 環境関連法規、消費者関連法規その他法令に違反し、又は、これらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき

一一 前各号に準ずる事由の発生したとき

一二 その他上記以外に本契約の各条項のいずれかに違反したとき

- 2 前項一号、三号ないし六号に該当する事由により本契約が解除された場合、本契約は、直近の基準日に遡及して効力を失うものとし、甲は、乙に対し、乙によるエコマークの使用に伴う精算金をエコマークの無断使用の場合に準じて請求することができる。

(エコマーク商品に関する責任)

第 19 条 乙は、エコマーク商品の品質、性能、安全性等について一切の責任を負う。

- 2 乙は、消費者等からエコマーク商品につき苦情等があった場合、乙の責任と負担において速やかに適切な改善措置等を講ずるものとする。

(誤使用の場合の是正及び公表)

第 20 条 乙がエコマークを誤って使用した場合、甲は、乙に対し、速やかな是正を求めることができる。

- 2 乙が前項の是正要求に従わない場合には、甲は、乙がエコマークを誤って使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

(無断使用の場合の精算金支払い及び公表)

第 21 条 乙がエコマークを無断使用した場合、甲は、乙に対し、違反内容の悪質性や無断使用の期間に応じた精算金の支払を請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、乙に対し、乙がエコマークを無断で使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

(不適正使用の場合の精算金支払い及び公表)

第 22 条 乙が認定基準を満足しない商品にエコマークを使用した場合、甲は、乙に対し、違反内容の悪質性や不適正使用の期間に応じた精算金の支払を請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、乙に対し、乙が認定基準を満足しない商品にエコマークを使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

(不正使用通報協力義務)

第 23 条 乙は、第三者がエコマークを不正に使用する事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、商品名、不正使用の内容を甲に報告しなければならない。

(情報の取扱い等)

第 24 条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知りえた相手方に関する非公知の情報については、本契約の履行またはエコマーク事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。ただし、甲は、エコマーク事業の普及・啓発のため、エコマーク商品に関する商品ブランド名、エコマーク認定番号、使用契約者（事業者）名、及び認定要件に関する事項（機密情報を含まない）をエコマークホームページ等で公表することができる。

- 2 甲及び乙は、本契約の履行に際し入手した個人情報の保護に関する法律第 2 条に定める個人情報については、同法の定めに従って適正に取扱うものとする。

(協議)

第 25 条 本契約上の疑義及び本契約に定めのない事項について生じた疑義等については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(管轄の合意)

第 26 条 本契約について万一、紛争が生じたときは、その第一審管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに
ついて、甲・乙は予め合意した。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙がそれぞれ署名又は記名押印のうえ、甲・乙
各 1 通を保有するものとする。

(別表)

使用料算定表

別に定める「エコマーク料金規定」の別表 2.2 商品類型 No. 501「小売店舗」に係るエコマーク使用料（年間、
1 事業者あたり）

2015 年 10 月 1 日改定施行

区分		使用料（別途消費税）
認 定 施 設 （店舗）数	1～9 施設（店舗）	1 施設（店舗）目 30,000 円＋ 2 施設（店舗）目以降：1 施設（店舗）毎に 20,000 円加算
	10～29 施設（店舗）	200,000 円
	30～100 施設（店舗）	500,000 円
	100 施設（店舗）超	1,000,000 円

エコマーク使用契約書【ホテル・旅館】

2000 年 00 月 00 日

甲 東京都中央区日本橋馬喰町 1 - 4 - 1 6

乙住所

馬喰町第一ビル 9 F

公益財団法人 日本環境協会

理事長 森 嶋 昭 夫

〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者

印

甲及び乙は、エコマーク事業実施要領等の定めるところにより乙の申込みを受けて甲が認定した商品・サービス等（以下「エコマーク商品」という）に係るエコマークの使用に関して、以下のとおりエコマーク使用契約（以下「本契約」という）を締結した。

（表）

一 エコマーク認定番号	第 00 503 000 号
二 エコマーク商品類型	No. 503 「ホテル・旅館 Version1.0」
三 エコマーク商品ブランド名 （認定施設名）	〇〇〇〇〇〇〇〇 以下、余白
四 本契約の有効期間	2019 年 9 月 30 日まで

（趣旨）

第 1 条 本契約は、乙がエコマーク商品に、甲の登録商標であるエコマークを使用することにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、環境にやさしくありたいと願う消費者による商品の選択に資することを目的とする。

（エコマーク使用の許諾と担保提供等の禁止）

第 2 条 甲は、乙に対し、本契約の定めるところにより、エコマーク商品についてエコマークの印刷・貼付・掲示等による使用を許諾する。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本契約に定めるエコマーク使用权を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。

（本契約に係るエコマーク商品）

第 3 条 本契約の対象となるエコマーク商品は、上表に掲げるものとする。甲乙間で別途エコマーク使用基本契約が締結されている場合でも、上表のエコマーク商品については、同契約を適用せず、本契約を適用する。

2 乙は、エコマーク商品のブランド名（認定施設名）、営業形態等、認定基準に影響する事項を変更、追加又は廃止する場合、所定の書式により、甲の書面による事前の承諾を受けなければならない。

（エコマークの使用規定等の遵守義務）

第 4 条 乙は、本契約の各条項のほか、甲において別に定める「エコマーク使用規定」及び「エコマーク商品認定基準書」等（以下「エコマーク使用規定等」という）を遵守しなければならない。

2 乙は、エコマーク使用規定等が、甲において定める手続に従って改廃された場合には、その改廃後のエコマーク使用規定等を遵守しなければならない。

（エコマーク認定の有効期間）

第 5 条 エコマーク商品に関する認定の有効期間（以下「商品認定有効期間」という）は、エコマーク商品認定通知日から当該エコマーク商品類型に係る認定基準の有効期限までとする。ただし、甲が、別に定める手続により当該認定基準の有効期限を延長した場合、商品認定有効期間もそれに従う。

(エコマークの使用制限)

第6条 乙は、使用許諾を得たエコマーク商品以外にエコマークを使用してはならない。ただし、甲が予め認める場合、又は、当該エコマーク商品の広告宣伝のために使用する場合はこの限りでない。

2 本契約終了後、乙は、エコマークの使用を中止しなければならない。

(エコマークの不適正使用の禁止)

第7条 エコマーク商品について当該商品類型に係る認定基準を満足しないと甲が認める場合、乙は、当該エコマーク商品につき、エコマークを使用してはならない。

(エコマーク表示等の遵守事項)

第8条 乙は、エコマークの使用にあたり、不当景品類及び不当表示防止法その他環境、消費者関連法令を誠実に遵守しなければならない。

2 乙は、エコマーク商品の関連会社等が不当又は不適正なエコマークの表示等をするものがないようにしなければならない。

(使用料の支払)

第9条 乙は、甲に対し、本契約締結に際し、別に定める「エコマーク料金規定」(別表「使用料算定表」)に従い、エコマーク使用料1年分を、甲が所定の書式により指定する期日までに予め一括して支払うものとする。

2 乙は、甲に対し、本契約が有効に継続する限り、毎年到来する本契約締結日の翌月1日(基準日)毎に、別に定める「エコマーク料金規定」(別表「使用料算定表」)に従い、全エコマーク認定施設に係る使用料1年分を甲が所定の書式により指定する期日までに一括して支払うものとする。ただし、本契約有効期間が1年に満たない場合には、当該有効期間の月数により使用料を按分するものとする。

3 乙の責めに帰すべき事由により認定施設の全部又は一部について認定の取消又は契約の解除がされた場合、乙は、甲に対し、第1項又は第2項の規定により支払済みの当該認定施設に係る使用料の返還を求めることはできない。

(使用料算定方法の変更)

第10条 エコマーク事業の公益性に鑑み、甲は、本契約の有効期間中いつにても、エコマーク使用契約者数、エコマーク商品の売上高推移、認定商品数、認定基準の見直しその他諸般の事情を考慮し、使用料の算定方法(別表「使用料算定表」)を変更することができる。

2 前項に基づく変更は、変更前に一定の期間を設けて行うものとする。

3 乙が第1項の変更を承諾しない場合、本契約の有効期間に関わらず、当該変更の日から1年間で本契約を終了するものとする。ただし、甲乙は協議の上、期間を延長又は短縮することができる。

(届出義務)

第11条 乙は、認定商品に関する担当者(商品担当者)、及び、本使用契約の管理とエコマーク使用料の支払等に関する担当者(使用料支払担当者)を定め、甲に対し、書面により、届け出なければならない。

2 乙の名称、代表者、住所、電話番号、商品担当者、使用料支払担当者に変更された場合、又は乙がエコマーク商品の営業を中止した場合、乙は、甲に対し、当該事実の発生した日から2週間以内に書面により届出しなければならない。

(事故時の対応)

第12条 エコマーク商品について事故が発生した場合、乙は、甲に対し、その事故の内容、対策を、当該事故の発生した日から1週間以内に書面により報告し、また、対応が終了するまで、適時に報告しなければならない。

2 乙は、乙の責任と負担においてエコマーク商品により発生した事故等による被害者への損害の賠償等をするものとする。

(報告徴収・調査・現地監査)

第13条 甲は、エコマーク事業の適正な実施を図るため、乙に対し、エコマークの使用状況等について報告及び説明を求め、又は、乙の本店、営業所、取引業者、関連会社等への立入りを含む調査をすることができる。

- 2 甲は、乙に無断使用、不適正使用、又はエコマーク使用規定等の不遵守の疑いがあると認めるときは、乙に対し、必要な報告を求め、又は、自ら現地監査を行うことができ、乙はこれに協力しなければならない。
- 3 前2項の場合において、甲は、乙の取引業者その他関係者に対して、必要な問い合わせ等を行うことができ、乙はこれに必要な協力をしなければならない。
- 4 第2項の場合において、乙による本契約、エコマーク使用規定等、法令の違反が明らかとなった場合、甲は、乙に対し、当該現地監査等、甲に生じた交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

(専門指導員)

第14条 乙は、甲の職員又は甲が指定する第三者(専門指導員)が行う、エコマークの使用状況、認定基準の遵守状況等について乙の本店、営業所、取引業者、関連会社等への立入りを含む調査に協力し、その改善指導に従わなければならない。

- 2 甲は、前項の調査を実施する場合、当該調査の予定につき、乙に予め通知するものとする。

(本契約の有効期間)

第15条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から商品認定有効期間の満了日までとする。ただし、甲が、別に定める手続により当該認定基準の有効期限を延長した場合、本契約の有効期間もそれに従う。

(解約)

第16条 乙は、甲に対し、本契約締結後、毎年来る基準日の30日前までに、所定の書面により、本契約の全部又は一部の解約の申入れをすることができる。

- 2 甲は、乙に対し、本契約締結後、毎年来る基準日の3カ月前までに、書面により、本契約の全部又は一部の解約の申入れをすることができる。
- 3 前2項の場合、本契約の全部又は一部は、解約申入れ後に到来する基準日の前日に終了するものとする。

(認定の取消等)

第17条 甲は、エコマーク商品が認定基準を満たさないと認める場合、当該エコマーク商品の認定を取り消すことができる。

- 2 前項の場合、乙は、直ちにエコマークの使用を取り止め、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対する何らの通知・催告を要することなく、直ちに全部又は一部のエコマーク商品の認定を取り消し、本契約を解除することができる。なお、甲に損害が発生したときは、甲は、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- 一 エコマーク使用規定等の不遵守、エコマークの無断使用、エコマークの不適正使用があったとき
- 二 本契約に定める届出・報告義務を怠り、又は、甲の調査若しくは現地監査を妨げたとき
- 三 使用料の支払の全部又は一部を怠ったとき
- 四 認定に係るエコマーク商品が認定基準を満足しないと甲が認めるとき
- 五 甲の許諾なくエコマークと類似のマークを使用したとき
- 六 甲に提出したエコマーク商品の認定申込書類その他の書類の記載に虚偽があることが判明したとき
- 七 不適切な販売方法等により消費者の信頼を失うなどエコマークの信用を傷つけたとき
- 八 会社更生、破産、民事再生等の申立を受け、又は、自らその申立をなしたとき

九 手形の不渡処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき

一〇 環境関連法規、消費者関連法規その他法令に違反し、又は、これらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき

一一 前各号に準ずる事由の発生したとき

一二 その他上記以外に本契約の各条項のいずれかに違反したとき

- 2 前項一号、三号ないし六号に該当する事由により本契約が解除された場合、本契約は、直近の基準日に遡及して効力を失うものとし、甲は、乙に対し、乙によるエコマークの使用に伴う精算金をエコマークの無断使用の場合に準じて請求することができる。

(エコマーク商品に関する責任)

第 19 条 乙は、エコマーク商品の品質、性能、安全性等について一切の責任を負う。

- 2 乙は、消費者等からエコマーク商品につき苦情等があった場合、乙の責任と負担において速やかに適切な改善措置等を講ずるものとする。

(誤使用の場合の是正及び公表)

第 20 条 乙がエコマークを誤って使用した場合、甲は、乙に対し、速やかな是正を求めることができる。

- 2 乙が前項の是正要求に従わない場合には、甲は、乙がエコマークを誤って使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

(無断使用の場合の精算金支払い及び公表)

第 21 条 乙がエコマークを無断使用した場合、甲は、乙に対し、違反内容の悪質性や無断使用の期間に応じた精算金の支払を請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、乙に対し、乙がエコマークを無断で使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

(不適正使用の場合の精算金支払い及び公表)

第 22 条 乙が認定基準を満足しない商品にエコマークを使用した場合、甲は、乙に対し、違反内容の悪質性や不適正使用の期間に応じた精算金の支払を請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、乙に対し、乙が認定基準を満足しない商品にエコマークを使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

(不正使用通報協力義務)

第 23 条 乙は、第三者がエコマークを不正に使用する事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、商品名、不正使用の内容を甲に報告しなければならない。

(情報の取扱い等)

第 24 条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知りえた相手方に関する非公知の情報については、本契約の履行またはエコマーク事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。ただし、甲は、エコマーク事業の普及・啓発のため、エコマーク商品に関する商品ブランド名、エコマーク認定番号、使用契約者（事業者）名、及び認定要件に関する事項（機密情報を含まない）をエコマークホームページ等で公表することができる。

- 2 甲及び乙は、本契約の履行に際し入手した個人情報の保護に関する法律第 2 条に定める個人情報については、同法の定めに従って適正に取扱うものとする。

(協議)

第 25 条 本契約上の疑義及び本契約に定めのない事項について生じた疑義等については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(管轄の合意)

第 26 条 本契約について万一、紛争が生じたときは、その第一審管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに
ついて、甲・乙は予め合意した。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙がそれぞれ署名又は記名押印のうえ、甲・乙
各 1 通を保有するものとする。

(別表)

使用料算定表

別に定める「エコマーク料金規定」の別表 2.2 商品類型 No. 501「小売店舗」、商品類型 No. 503「ホテル・
旅館」に係るエコマーク使用料（年間、1 事業者あたり）

2017 年 9 月 1 日改定施行

区分		使用料（別途消費税）
認定施設数	1～9 施設	1 施設目 30,000 円 ＋ 2 施設目以降：1 施設毎に 20,000 円加算
	10～29 施設	200,000 円
	30～100 施設	500,000 円
	100 施設超	1,000,000 円

(* 印欄 記入不要)

会社番号*	受付番号*	認定番号*
類型番号 : 501-V1*	審査料*	到着日*

エコマーク認定・使用申込書

(商品類型 No.501「小売店舗」用)

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 御中

エコマークの認定・使用申込にあたり、本申込書の 13.「環境法規等の順守」及び 14.「重要事項」等を承知し、エコマーク事業実施要領第3章 8. の規定に基づき、以下のとおり申込みます。

提出日	年 月 日		
申込者 (契約者)	フリガナ		
	事業者名	社印	
	事業 代表者	役職	フリガナ
			氏名
	所在地 : 〒 -		
代表連絡先 TEL : - - FAX : - -			
商品担当者 (申込担当者) 連絡先	以下の者を「商品担当者」として指名登録します。 部署 : 役職名 :		
※ 「商品担当者」とは、 お申込内容や認定内容 に関してエコマーク事 務局との連絡窓口とな るご担当者のことで す。	フリガナ		
	商品担当者名 (申込担当者名)		
	連絡先 : 〒 -		
	TEL : - - (内線) FAX : - -		
	E-mail :		
エコマークの 情報入手方法	☐ 紙面による ニュースレター (郵送)を希望	ご担当者にエコマークの最新情報をお伝えするために、メールマガジンと紙面によるニュースレターを定期的に発行しています。上記、E-mail アドレスをご記載いただきますとメールマガジンが自動的に配信されます。紙面によるニュースレターをご希望の場合には、左欄にチェックをして下さい。ニュースレターはメールマガジンと同じ内容が含まれており、エコマークのウェブサイトでも確認できます。	
使用料 支払担当者 連絡先	☐ 申込担当者(上記)と同じです。(下欄の記入不要) ☐ 以下の者を「使用料支払担当者」として指名登録します。(下欄へ記入)		
	部署 : 役職名 :		
	フリガナ		
	使用料支払担当者名		
	連絡先 : 〒 -		
※ 「使用料支払担 当者」とは、認定後毎 年 1 回の使用料支払 いに関するご担当者 のことです。	TEL : - - (内線) FAX : - -		
	E-mail :		
エコマークの 情報入手方法	☐ 紙面による ニュースレター (郵送)を希望	ご担当者にエコマークの最新情報をお伝えするために、メールマガジンと紙面によるニュースレターを定期的に発行しています。上記、E-mail アドレスをご記載いただきますとメールマガジンが自動的に配信されます。紙面によるニュースレターをご希望の場合には、左欄にチェックをして下さい。ニュースレターはメールマガジンと同じ内容が含まれており、エコマークのウェブサイトでも確認できます。	

1. 店舗名 (登録する店舗名を記入下さい)	
2. 店舗所在地	☐ 商品（申込）担当者連絡先（1 頁目に記載）と同じです。 （下欄の記入不要） ☐ 上記とは別です。（下欄へ記入）
	所在地：〒 — —
	TEL： — — (代表) FAX： — —
	ホームページアドレス： http://
3. 店舗面積	_____ m ² ※「大規模小売店舗立地法」に定める「店舗面積」に基づき算出した数値を記載下さい。
4. 従業員数 (店 舗)	_____ 人 (年 月現在) ※上記 1. の店舗に従事する従業員数を記載下さい。
5. 管轄範囲	※テナントやコンセッションナリー・チェーン等の管轄外となる範囲、及びその面積割合についてご説明下さい。
6. 営業開始日 (開店日)	_____ 年 月 日
7. 営業時間	_____ : ~ : _____
8. 定休日	
9. 申込み店舗 年間売上額	年間売上金額： _____ 百万円 (年 月決算)
10. ISO・他 取得有無	環境マネジメント等に関する第三者認証の有無 ☐ あり ☐ なし
	認証を受けている環境マネジメントシステム等： ☐ ISO 14001 ☐ ISO 9000 ☐ エコアクション 21 ☐ その他（名称： _____ ）

11. 添付書類、証明書 本申込書とともに、添付したものに■を入れて下さい。	
☐ 付属証明書	☐ 付属証明書に記載された証明書・試験結果など
☐ エコマーク表示予定設計図	☐ 申込店舗の外観写真、フロアマップなど

12. 「認定審査料」のお支払いについて 該当箇所に■を入れて下さい。	
☐ 振込済	※ 振込済の場合は、本申込書 4 ページ「エコマーク商品認定審査料」に振込依頼書（写し）等を貼付してご提出下さい。
☐ 未振込	_____ 月 日 振込予定 ※ お振り込みが確認できるまで、審査は保留扱いとなります。

13. 「環境法規等の順守」について

認定の要件として、申込者（事業代表者）及びその申込の小売店舗において小売業を行う者（申込者が申込の小売店舗において小売業を行う者でない場合）は、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等（以下、「環境法規等」という）を順守していることが必要です。

なお、エコマーク事務局は、本認定審査に際し、必要に応じて本社などの現地確認（立ち入り調査）を行う場合があります。

- エコマーク認定の有効期間中に環境法規等に違反した場合、申込者及びその申込の小売店舗において小売業を行う者は、エコマーク事務局に対し、その違反内容等を当該事実の判明した日から1週間以内に書面により報告する義務を負います。エコマーク事務局は、当該違反内容等を確認した後、認定を直ちに停止します。その後、適正な改善と再発防止策の実施状況、ならびにエコマーク事務局による現地監査等の確認結果などを総合的に判断し、再発のおそれがないと審査委員会が判断した場合には、認定を再開することがあります。
- ただし、相当期間内に違反の状況が改善されない場合、あるいは違反が繰り返された場合など、再発のおそれがあると認められるときは、エコマーク使用契約書第17条および第18条に基づき、認定を取り消し、使用契約を解除することがあります。
- また、過去に環境法規等の重大な違反、またはエコマーク認定要件への違反があった申込者において、再発防止のための是正措置等が不十分であると認められる場合には、「エコマーク事業実施要領第3章 7.エコマーク商品の認定要件」の「審査委員会が環境保全上問題があると判断した場合」に該当し、認定されないことがあります。

14. エコマーク商品の認定・使用申込に関する「重要事項」について

1. エコマークの認定・使用申込に関し、本申込書および添付書類（付属証明書と付随する自社が発行する証明書・試験結果等）の記載内容に間違いがないことを誓約し、申込者（事業代表者）が全責任を負うこととします。また、第三者発行の証明書・試験結果等は、第三者が記載し発行したものに相違ないことを誓約するものとします。なお、万一、本申込書および添付書類（第三者発行の証明書等を含む）の記載事項等について疑義が生じた場合には、エコマーク事務局に対し、申込者及び関係者に対する必要な調査（現地確認を含む）に協力するとともに、資料提供などを含め十分な説明を行うものとします。
2. エコマーク商品の認定・使用申込に関し、エコマーク事業実施要領第3章 8. の規定にもとづくほか、以下のことを承知するものとします。
 - (1) エコマーク使用契約締結後において、本申込書類（証明書などの必要書類を含む）などに虚偽の記載があることが判明したときは、認定が取り消される場合があります。
 - (2) エコマーク認定店舗について、管轄範囲の変更や、認定時の証明内容に変更が生じる場合には、速やかにエコマーク事務局宛てに追加または変更等の手続きを行い、事前に承認を得る必要があります。
 - (3) エコマーク事務局は事業の適正な実施をはかるため、エコマークの使用や店舗運営の状況等について報告、説明を求め、必要に応じて店舗や関連施設への現地監査（立ち入り調査）等を行うことがあります。なお、エコマークの不適正使用や無断使用に該当しますと、認定の取り消し、精算金の徴収、企業名等の公表、および刑事告発を含む法的措置などの対象となる場合があります。
3. エコマーク事務局は、認定審査に際し、必要に応じて追加資料の提出、または基準適合に関する調査（現地確認を含む）などの協力を求めることがあります。
 - 本認定審査に係る申込書類などの提出資料は、審査結果等に係らず、原則として返却できません。事前に写しなど手元に控えを保管するようにして下さい。
 - 本認定審査に係る申込書類などに不備がある場合、当該不備書類が完備するまで審査は留保します。ただし、書類不備のまま正当な理由なく申込日より6ヶ月以上が経過しますと、本申込は取り消し扱いとなります。○ エコマーク事務局および審査委員会は、提出された本認定審査に係る申込書類および審査の過程で知り得た情報などについては、認定審査またはエコマーク事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩することはありません。ただし、エコマーク認定店舗に関する店舗名、エコマーク認定番号、所在地、連絡先、使用契約者（事業者）名、認定要件に関する事項など（機密情報を含まない）、および認定基準書において公表することを認定の要件としている事項については、エコマーク使用契約締結後に当協会エコマークホームページなどで公開します。

エコマーク認定審査料

銀行の振込依頼書(写し)等を貼付

※ 振込依頼書の写しを貼付して下さい。

※ 電子決済などの場合は、貴社の経理担当者等の証明などを貼付して下さい。

振込先

口座名義	公益財団法人日本環境協会
フリガナ	ザイ) ニホンカンキョウキョウカイ
銀行名	三井住友銀行日比谷支店
普通預金口座	No.8094013
振込金額	「エコマーク商品認定・使用申込書」1通あたり、 43,200 円(消費税 3,200 円を含む)
振込人名義	申込者(事業者)名

* 振込手数料は申込者のご負担となります。

(* 印欄 記入不要)

会社番号*	受付番号*	認定番号*
類型番号 : 503-V1*	審査料*	到着日*

エコマーク認定・使用申込書

(商品類型 No.503「ホテル・旅館」用)

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 御中

エコマークの認定・使用申込にあたり、本申込書の 16.「環境法規等の順守」及び 17.「重要事項」等を承知し、エコマーク事業実施要領第3章 8. の規定に基づき、以下のとおり申込みます。

※該当する□にチェックしてください。

提出日	年 月 日		
申込者 (契約者)	フリガナ		
	事業者名	社印	
	事業 代表者	役職	フリガナ
			氏名
	所在地 : 〒	-	
代表連絡先 TEL : - - FAX : - -			
商品担当者 (申込担当者) 連絡先	以下の者を「商品担当者」として指名登録します。		
	部署 : 役職名 :		
	フリガナ		
	商品担当者名 (申込担当者名)		
	連絡先 : 〒	-	
※ 「商品担当者」とは、 お申込内容や認定内容 に関してエコマーク事 務局との連絡窓口とな るご担当者のことで す。	TEL : - - (内線) FAX : - -		
	E-mail :		
	□ 紙面による ニュースレター (郵送)を希望	ご担当者にエコマークの最新情報をお伝えするために、メールマガジンと紙面によるニュースレターを定期的に発行しています。上記、E-mail アドレスをご記載いただきますとメールマガジンが自動的に配信されます。紙面によるニュースレターをご希望の場合には、左欄にチェックをして下さい。ニュースレターはメールマガジンと同じ内容が含まれており、エコマークのウェブサイトでも確認できます。	
	□ 申込担当者(上記)と同じです。(下欄の記入不要)		
	□ 以下の者を「使用料支払担当者」として指名登録します。(下欄へ記入)		
使用料 支払担当者 連絡先	部署 : 役職名 :		
	フリガナ		
	使用料支払担当者名		
	連絡先 : 〒	-	
	TEL : - - (内線) FAX : - -		
※ 「使用料支払担 当者」とは、認定後毎 年 1 回の使用料支払 いに関するご担当者 のことで	E-mail :		
	□ 紙面による ニュースレター (郵送)を希望	ご担当者にエコマークの最新情報をお伝えするために、メールマガジンと紙面によるニュースレターを定期的に発行しています。上記、E-mail アドレスをご記載いただきますとメールマガジンが自動的に配信されます。紙面によるニュースレターをご希望の場合には、左欄にチェックをして下さい。ニュースレターはメールマガジンと同じ内容が含まれており、エコマークのウェブサイトでも確認できます。	
	□ 申込担当者(上記)と同じです。(下欄の記入不要)		
	□ 以下の者を「使用料支払担当者」として指名登録します。(下欄へ記入)		
	E-mail :		

1. 宿泊施設名 (登録する施設名、種類を記入下さい)	和文： 英文： ☐ ホテル ☐ 旅館
2. 宿泊施設 所在地	☐ 商品（申込）担当者連絡先（1 頁目に記載）と同じです。 （下欄の記入不要） ☐ 上記とは別です。（下欄へ記入）
	所在地：〒 —
	TEL： — — (代表) FAX： — —
	ホームページアドレス： http://
3. 延べ床面積	_____ m ² ※管轄外となるテナントを除く。屋内駐車場は含む。
4. 従業員数 (申込み施設)	_____ 人 (年 月現在) ※上記 1. の施設に従事する従業員数を記載下さい。
5. 管轄範囲	※宿泊施設の館内マップ（平面図）等を添付のうえ、テナント等の管轄外となる範囲についてご説明下さい。
6. 営業開始日 (開業日)	_____ 年 月 日
7. 改装回数	_____ 回 (最新の改装日 _____ 年 月 日)
8. 客室数	洋室：_____ 室 和室：_____ 室 和洋室：_____ 室 計 _____ 室
9. 温泉の有無	☐ あり (源泉温度：_____ °C) ☐ なし
10. 宿泊料金	_____ 円～ _____ 円 (□1 泊 / □1 室) ※料金表の添付でも結構です。
11. 申込み施設 年間売上額	年間売上金額： _____ 百万円 (年 月決算)
12. 延べ宿泊人数 (直近の 1 年間)	_____ 人 (年 月～ 年 月)
13. ISO・他 取得有無	環境マネジメント等に関する第三者認証の有無 ☐ あり ☐ なし
	認証を受けている環境マネジメントシステム等： ☐ ISO 14001 ☐ ISO 9000 ☐ エコアクション 21 ☐ その他（名称： _____ ）

14. 添付書類、証明書	本申込書とともに、添付したものにチェックしてください。
☐ 付属証明書	☐ 付属証明書に記載された証明書・試験結果など
☐ エコマーク表示予定設計図	☐ 申込施設の外観写真および館内マップ（館内設備がわかるもの）

15. 「認定審査料」のお支払いについて	
☐ 振込済	※ 振込済の場合は、本申込書 4 ページ「エコマーク商品認定審査料」に振込依頼書（写し）等を貼付してご提出下さい。
☐ 未振込	_____ 月 日 振込予定 ※ お振り込みが確認できるまで、審査は保留扱いとなります。

16. 「環境法規等の順守」について

認定の要件として、申込者（事業代表者）及びその申込の宿泊施設において宿泊業を行う者（申込者が申込の宿泊施設において宿泊業を行う者でない場合）は、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等（以下、「環境法規等」という）を順守していることが必要です。

なお、エコマーク事務局は、本認定審査に際し、必要に応じて本社などの現地確認（立ち入り調査）を行う場合があります。

- エコマーク認定の有効期間中に環境法規等に違反した場合、申込者及びその申込の宿泊施設において宿泊業を行う者は、エコマーク事務局に対し、その違反内容等を当該事実の判明した日から1週間以内に書面により報告する義務を負います。エコマーク事務局は、当該違反内容等を確認した後、認定を直ちに停止します。その後、適正な改善と再発防止策の実施状況、ならびにエコマーク事務局による現地監査等の確認結果などを総合的に判断し、再発のおそれがないと審査委員会が判断した場合には、認定を再開することがあります。
- ただし、相当期間内に違反の状況が改善されない場合、あるいは違反が繰り返された場合など、再発のおそれがあると認められるときは、エコマーク使用契約書第17条および第18条に基づき、認定を取り消し、使用契約を解除することがあります。
- また、過去に環境法規等の重大な違反、またはエコマーク認定要件への違反があった申込者において、再発防止のための是正措置等が不十分であると認められる場合には、「エコマーク事業実施要領第3章 7.エコマーク商品の認定要件」の「審査委員会が環境保全上問題があると判断した場合」に該当し、認定されないことがあります。

17. エコマーク商品の認定・使用申込に関する「重要事項」について

1. エコマークの認定・使用申込に関し、本申込書および添付書類（付属証明書と付随する自社が発行する証明書・試験結果等）の記載内容に間違いがないことを誓約し、申込者（事業代表者）が全責任を負うこととします。また、第三者発行の証明書・試験結果等は、第三者が記載し発行したものに相違ないことを誓約するものとします。なお、万一、本申込書および添付書類（第三者発行の証明書等を含む）の記載事項等について疑義が生じた場合には、エコマーク事務局に対し、申込者及び関係者に対する必要な調査（現地確認を含む）に協力するとともに、資料提供などを含め十分な説明を行うものとします。
2. エコマーク商品の認定・使用申込に関し、エコマーク事業実施要領第3章 8. の規定にもとづくほか、以下のことを承知するものとします。
 - (1) エコマーク使用契約締結後において、本申込書類（証明書などの必要書類を含む）などに虚偽の記載があることが判明したときは、認定が取り消される場合があります。
 - (2) エコマーク認定宿泊施設について、管轄範囲の変更や、認定時の証明内容に変更が生じる場合には、速やかにエコマーク事務局宛てに追加または変更等の手続きを行い、事前に承認を得る必要があります。
 - (3) エコマーク事務局は事業の適正な実施をはかるため、エコマークの使用や宿泊施設運営の状況等について報告、説明を求め、必要に応じて宿泊施設や関連施設への現地監査（立ち入り調査）等を行うことがあります。なお、エコマークの不適正使用や無断使用に該当しますと、認定の取り消し、精算金の徴収、企業名等の公表、および刑事告発を含む法的措置などの対象となる場合があります。
3. エコマーク事務局は、認定審査に際し、必要に応じて追加資料の提出、または基準適合に関する調査（現地確認を含む）などの協力を求めることがあります。
 - 本認定審査に係る申込書類などの提出資料は、審査結果等に係らず、原則として返却できません。事前に写しなど手元に控えを保管するようにして下さい。
 - 本認定審査に係る申込書類などに不備がある場合、当該不備書類が完備するまで審査は留保します。ただし、書類不備のまま正当な理由なく申込日より6ヶ月以上が経過しますと、本申込は取り消し扱いとなります。
 - エコマーク事務局および審査委員会は、提出された本認定審査に係る申込書類および審査の過程で知り得た情報などについては、認定審査またはエコマーク事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩することはありません。ただし、エコマーク認定宿泊施設に関する施設名、エコマーク認定番号、所在地、連絡先、使用契約者（事業者）名、認定要件に関する事項など（機密情報を含まない）、および認定基準書において公表することを認定の要件としている事項については、エコマーク使用契約締結後に当協会エコマークホームページなどで公開します。

エコマーク認定審査料

銀行の振込依頼書(写し)等を貼付

- ※ 複数の申込みの場合は、一括振込で結構です。振込依頼書の写しを貼付して下さい。
- ※ 電子決済などの場合は、貴社の経理担当者等の証明などを貼付して下さい。

振込先

口座名義	公益財団法人 日本環境協会
フリガナ	ザイ) ニホンカンキョウキョウカイ
銀行名	三井住友銀行日比谷支店
普通預金口座	No.8094013
振込金額	「エコマーク認定・使用申込書」1通あたり、 43,200 円(消費税 3,200 円を含む)
振込人名義	申込者(事業者)名

* 振込手数料は申込者のご負担となります。

使用契約者 (会社) 名		
商品担当者名		
部署		
連絡先	TEL: — —	FAX: — —

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局 御中

使用契約者（会社）名 _____

エコマーク担当者変更届

以下のとおり、エコマーク担当者を変更します。

担当者の種類	☐ 支払担当者 ☐ 商品担当者 ☐ 支払／商品担当者(兼任)
対象となる認定 商品（認定番号）	商品担当者の変更の場合には、変更する全ての認定番号を記載して下さい。

＜変更前＞

担 当 者 連 絡 先	〒 _____ 住所		
	会社名		
	部署 役職		
	氏 名	フリガナ	
		和文	
		英文	
	TEL _____（内線. _____） FAX _____		
E-mail: _____			

＜変更する項目＞ ※今回変更する項目のみ、記入して下さい。

担 当 者 連 絡 先	〒 _____ 住所	
	会 社 名	フリガナ
		和文
		英文
	部署 役職	
	氏 名	フリガナ
		和文
英文		
TEL _____（内線. _____） FAX _____		
E-mail: _____		
エコマークの 情報入手方法	☐ 紙 面 に よ る ニ ュ ー ス レ タ ー (郵送)を希望	ご担当者にエコマークの最新情報をお伝えするために、メールマガジンと紙面によるニュースレターを定期的に発行しています。上記、E-mail アドレスをご記載いただきますとメールマガジンが自動的に配信されます。紙面によるニュースレターをご希望の場合には、左欄にチェックをして下さい。ニュースレターはメールマガジンと同じ内容が含まれており、エコマークのウェブサイトでも確認できます。

様式 D (1) (郵送用)

* 会社の統合や分割および営業譲渡などにより、エコマーク使用权の譲渡を希望する場合
<変更(契約移管) 先が他の商品でエコマーク商品の認定を既に受けている場合>

20 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局 御中

現使用契約者 (会社) 名	社印	
支払または商品 担当者名		
部署		
連絡先	TEL: - -	FAX: - -

エコマーク使用契約者変更申込書

20 年 月 日から、
() の理由により、
以下のとおり、エコマーク使用契約者の変更を申し込みます。

変更の対象となる認 定商品 (認定番号)	全ての認定番号を記載して下さい。
-------------------------	------------------

【新使用契約者】

新使用契約者 (会社) 名	社印		
代 表 者	役職名	氏名	
商 品 担 当 者 連 絡 先	〒 - 住所		
	会 社 名	フリガナ	
		和文	
		英文	
	部署		役職
	氏 名	フリガナ	
		和文	
		英文	
TEL - - (内線.)		FAX - -	
E-mail:			
エコマークの 情報入手方法	☐ 紙面による ニュースレター (郵送)を希望	ご担当者にエコマークの最新情報をお伝えするために、メールマガジンと紙面によるニュースレターを定期的に発行しています。上記、E-mail アドレスをご記載いただきますとメールマガジンが自動的に配信されます。紙面によるニュースレターをご希望の場合には、左欄にチェックをして下さい。ニュースレターはメールマガジンと同じ内容が含まれており、エコマークのウェブサイトでも確認できます。	

※ 複数商品を契約している場合で、複数の商品担当者を使用契約者名変更に伴って変更する場合には、
上記表を追加して記載して下さい。 以上

様式D(2) (郵送用)

*会社の統合や分割および営業譲渡などにより、エコマーク使用权の譲渡を希望する場合
 <変更(契約移管) 先が、他の商品でエコマーク商品の認定を受けていない場合>

20 年 月 日

公益財団法人日本環境協会
 エコマーク事務局 御中

現使用契約者(会社)名			社印
支払または商品担当者名			
部署			
連絡先	TEL: — —	FAX: — —	

エコマーク使用契約者変更申込書

20 年 月 日から、
 () の理由により、
 以下のとおり、エコマーク使用契約者の変更を申し込みます。

変更の対象となる認定商品(認定番号)	全ての認定番号を記載して下さい。
--------------------	------------------

【新使用契約者】

申込者 (企業名)	フリガナ		担当者 等の証
	和文		
	英文		
代表者	役職名	氏名	は、 貴
本社所在地	〒 — 住所		
	電話番号(代表) — —		
	URL: http://		
	E-mail(代表): @		

様式 E （郵送用）＊名称変更や代表者変更などの場合

20 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局 御中

現使用契約者（会社）名 _____ 社印

エコマーク使用契約者名等変更届

以下のとおり、エコマーク使用契約者名等を変更します。

対象となる認定 商品（認定番号）	全ての認定番号を記載して下さい。
---------------------	------------------

＜変更する項目＞ ※今回変更する項目のみ、記入して下さい。

変 更 日	20 年 月 日		
申 込 者 (企 業 名)	フリガナ		代表 者
	和文		
	英文		
代 表 者	役職名	氏名	い
本 社 所 在 地	〒 ー 住所		
	電話番号（代表） ー ー		
	URL: http://		
	E-mail（代表）: @		
エコマーク 使 用 料 支 払 担 当 者 連 絡 先	〒 ー 住所		
	部署 役職		
	氏 名	フリガナ	
		和文	
		英文	
	TEL ー ー (内線.) FAX ー ー		
E-mail:			
エコマークの 情報入手方法	☐ 紙 面 に よ る ニ ュ ー ス レ タ ー (郵 送) を 希 望	ご担当者にエコマークの最新情報をお伝えするために、メールマガジンと紙面によるニュースレターを定期的に発行しています。上記、E-mail アドレスをご記載いただきますとメールマガジンが自動的に配信されます。紙面によるニュースレターをご希望の場合には、左欄にチェックをして下さい。ニュースレターはメールマガジンと同じ内容が含まれており、エコマークのウェブサイトでも確認できます。	

使用契約者（会社）名	社印	
支払または商品担当者名		
部署		
連絡先	TEL: — —	FAX: — —

下記商品のエコマーク使用契約を解約します。

記

(１) エコマーク認定番号	
(２) 認定施設名	
(３) 解約日	解約日は当期のエコマーク使用期間の終了日となります。 後日、事務局から送付の「エコマーク使用契約の解約について」にて 解約日のご確認をお願いします。
(４) 解約の理由 該当理由に■を入れて 下さい。(複数回答可)	☐ エコマーク施設の閉鎖・休業などによる ☐ 仕様の変更、または基準の見直しなどにより認定基準の対象外 となったことによる ☐ エコマーク使用料の支払い継続が困難である ☐ その他 具体的な理由（ ）

(5) 上記以外の施設で同時に解約を希望する商品がある場合には、以下に認定番号を記載して下さい。

--

以上

様式 H-2 （郵送用）

20 年 月 日

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局 御中

使用契約者 (会社) 名			
商 品 担当者名	担当者印		
部 署			
連 絡 先	TEL: - -	FAX: - -	

「エコマーク認定証」発行申込書

エコマーク商品認定証の発行について、下記のとおり申し込みます。

記

エコマーク商品認定番号	希望する発行枚数	
	通常版	掲示版
	通	通
	通	通
	通	通
	通	通
	通	通
計 通 × 5,400 円 (税込)		計 通 × 5,400 円 (税込)
=小計【 円】		=小計【 円】
合計		通【 円】

エコマーク商品認定証発行料（上記の申込分）として、上記金額を振り込みます。

銀行の振込依頼書（写し）等を貼付

※ 振込依頼書の写しを貼付して下さい。なお、複数の申込の場合は一括振込みで結構です。

※電子決済などの場合は貴社経理担当者の証明などを貼付して下さい。

振込先

口座名義	公益財団法人日本環境協会
フリガナ	ザイ) ニホンカンキョウキョウカイ
銀行名	三井住友銀行日比谷支店 普通預金口座 No. 8 6 5 9 9 4 5
振込人名義	* 申込者（使用契約者）名 にてお振り込みください。
	* 振込手数料は申込者のご負担となります。

みんなで育てるエコマーク

エコマークは、環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品についています。国際標準化機構によるタイプⅠ環境ラベルであり、その信頼性、公平性により、認定商品のイメージアップがはかれることや、グリーン購入の際の目安になるなど、そのメリットが注目されています。

エコマーク事業に対するお問い合わせやご要望については、以下のエコマーク事務局までお寄せ下さい。

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

(受付時間 9:30~17:30)

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9F

E-mail: info@ecomark.jp <https://www.ecomark.jp/>

基準・認証課 新規商品類型の策定や認定基準の見直し、認定審査や申込・証明方法、認定商品の追加・変更などに関するお問い合わせ

TEL: 03-5643-6253 FAX: 03-5643-6257

事業推進課 広報や普及全般、エコマークアワード、海外環境ラベルなどに関するお問い合わせ

契約・監査課 契約（認定）状況の確認、担当者等の変更、認定証の追加再発行、使用料のお支払いなどに関するお問い合わせ

TEL: 03-5643-6255 FAX: 03-5643-6257

